

高圧ガス保安法 申請・届出の手引き

熊本県総務部市町村・税務局消防保安課

はじめに

高圧ガス保安法では、製造や貯蔵、消費や販売等といったその取扱いの態様に応じて、必要な手続きが定められています。本書では、申請される方に活用していただくべく、諸手続きについての説明や必要な添付書類、留意事項等を取りまとめております。

また今後も、法改正や必要に応じて改訂し、内容の充実を図ってまいります。

令和4年（2022年）3月31日

目次

1	申請・届出に係る基本的事項（共通）	6
2	「製造」関係申請・届出フロー	8
—1	高圧ガス製造許可申請（冷凍事業所を除く）	11
—2	高圧ガス製造許可申請（冷凍事業所）	14
—3	高圧ガス製造施設等変更許可申請（冷凍事業所を除く）	16
—4	高圧ガス製造施設等変更許可申請（冷凍事業所）	18
—5	製造施設完成検査申請	20
—6	高圧ガス製造施設軽微変更届書	23
—7	高圧ガス製造事業届	25
—8	高圧ガス製造施設等変更届（冷凍事業所を除く）	27
—9	高圧ガス製造施設等変更届（冷凍事業所）	28
—10	高圧ガス製造開始届 ※オンライン手続き可能	29
3	「貯蔵」関係申請・届出フロー	30
—1	第一種貯蔵所設置許可申請	33
—2	第一種貯蔵所位置等変更許可申請	36
—3	第一種貯蔵所完成検査申請	37
—4	第一種貯蔵所軽微変更届	39
—5	第二種貯蔵所設置届書	40
—6	第二種貯蔵所位置等変更届	43
4	「消費」関係届出フロー	44
—1	特定高圧ガス消費届	45
—2	特定高圧ガス消費施設等変更届	47
5	「販売」関係届出フロー	49
—1	高圧ガス販売事業届	50
—2	販売する高圧ガスの種類の変更届書	52

6	「承継」・「休止」・「廃止」関係届出フロー.....	54
—1	承継届.....	55
—2	休止届.....	57
—3	廃止届 ※オンライン手続き可能.....	59
7	保安検査（一般則、液石則）.....	60
8	保安組織関係届出.....	63
—1	高圧ガス保安統括者及び高圧ガス保安統括者代理者 ※オンライン手続き可能	64
—2	保安技術管理者 ※オンライン手続き可能.....	65
—3	保安係員 ※オンライン手続き可能.....	68
—4	保安監督者 ※オンライン手続き可能.....	70
—5	CE受入側保安責任者 ※オンライン手続き可能.....	72
—6	特定高圧ガス取扱主任者 ※オンライン手続き可能.....	73
—7	冷凍保安責任者及び冷凍保安責任者代理者 ※オンライン手続き可能.....	74
—8	冷凍取扱責任者.....	76
—9	高圧ガス販売主任者 ※オンライン手続き可能.....	77
—10	検査主任者（容器則） ※オンライン手続き可能.....	79
9	高圧ガス事業所名称等変更届 ※オンライン手続き可能.....	81

1

申請・届出に係る基本的事項(共通)

(参考) 法令等の略称

- 法 = 高圧ガス保安法
- 令 = 高圧ガス保安法施行令
- 一般 則 = 一般高圧ガス保安規則
- 液 石 則 = 液化石油ガス保安規則
- 冷 凍 則 = 冷凍保安規則
- 容 器 則 = 容器保安規則
- 液 石 法 = 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
- 手数料条例 = 熊本県手数料条例
- C E = コールド・エバポレータ (超低温貯槽)

1 申請書の提出先、提出部数

(1) 提出先

以下に持参または郵送してください。(オンライン手続きが可能なものもあります)
持参される場合は、事前にお電話等で担当者との日程調整をお願いします。

〒862-8570

熊本県熊本市中央区水前寺 6 丁目 18 番 1 号

熊本県総務部市町村・税務局消防保安課 保安班

TEL : 096-333-2117 FAX : 096-383-1503

(2) 提出部数

2 部。うち 1 部を申請者控とします。

※郵送の場合は返信用封筒(切手付き)を同封してください。

2 手数料

手数料条例に定められた所定の手数料額に相当する熊本県収入証紙*を購入し、貼付してください。

* 購入場所は県ホームページ (https://www.pref.kumamoto.jp/ki_ji_27487.html) 参照。

3 留意事項

- ・ 申請書を作成する際の用紙は、日本産業規格 A 4 (210mm×297mm) により作成してください。
- ・ 申請者は、法人であれば代表取締役等の代表者、個人であれば本人が申請者となります。これ以外の方で申請書を作成される場合は、必ず委任状を添付してください。

※一括手続きについて

(平成10年4月1日付け平成10・03・26立局第9号 通商産業省環境立地局長発)

将来の変更内容が明確であり、かつ変更工事が計画的に進められるものについては、将来の変更分も併せて変更許可申請を一括して行うことができます。

(1) 変更許可申請書等

変更許可申請書又は変更届書の枚数は1枚とし、「変更の種類」の欄に一括申請又は一括届出である旨を記載してください。

(2) 変更許可申請等の添付書類

通常の変更許可申請等の際に必要な添付書類に加え、変更工事工程表等各々の変更工事の時期と内容が明確となる資料を添付してください。

(3) 手数料

変更許可申請が一括して行われる複数の変更工事の各々の段階での処理能力又は冷凍能力の増加量に対応する金額を合算した金額とし、一括して行われる申請の際に全額納付してください。

完成検査手数料は、変更許可申請が一括して行われた複数の変更工事の各々の段階での処理能力又は冷凍能力の増加量に対応する金額とし、各々の段階での完成検査申請の際に当該金額を納付してください。

(4) 完成検査証

申請が一括して行われ、変更の許可をした複数の変更工事等について、完成検査を行った各々の段階での変更工事ごとに完成検査証を交付します。

(5) 変更許可申請等の内容の変更

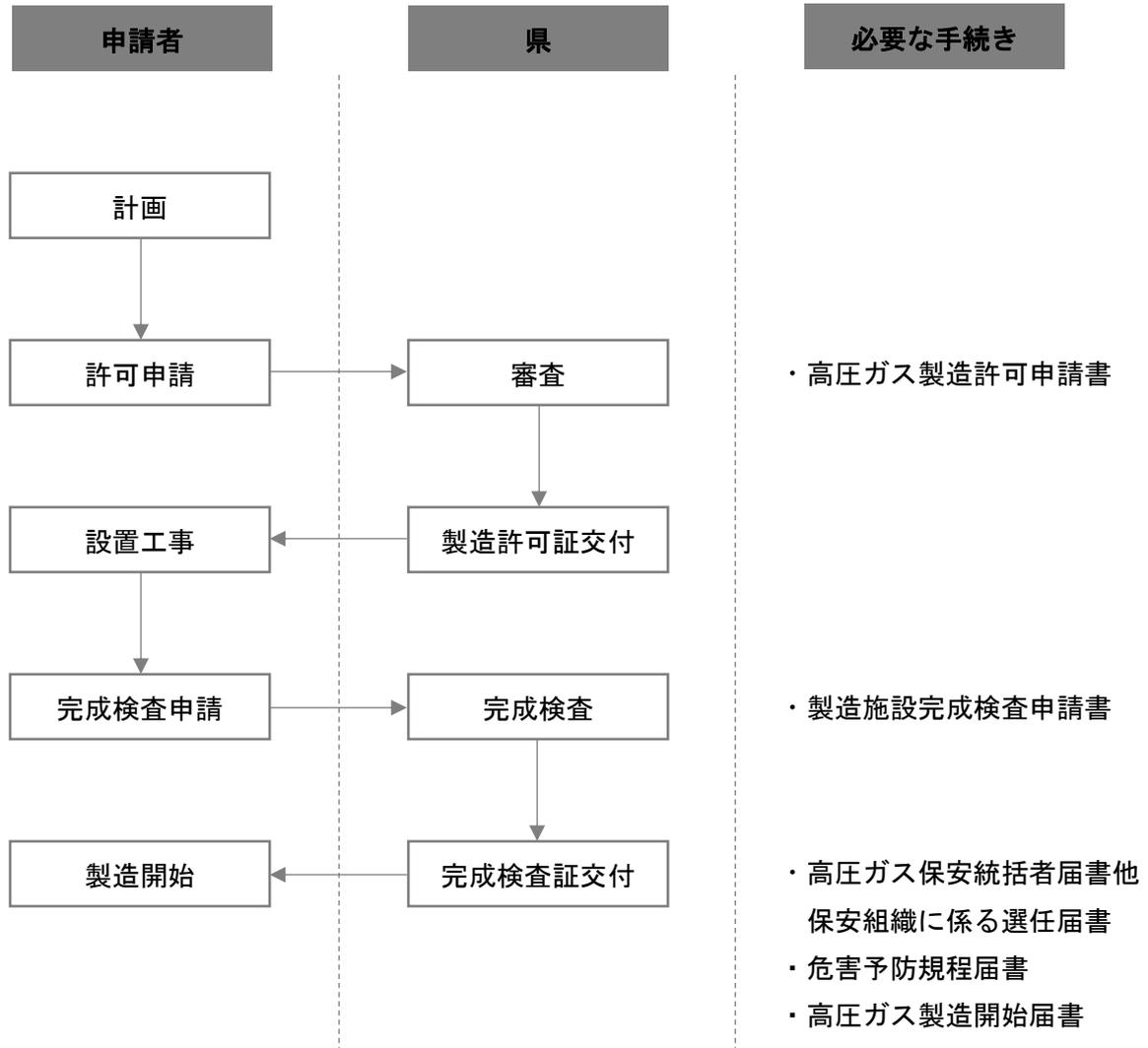
一括して行った変更許可申請等の変更内容に変更が生じた場合には、当該変更が生じた部分について新たに変更許可申請を行ってください。

2 「製造」関係申請・届出フロー

高圧ガスの製造に必要な諸手続きフローは次のとおりです。

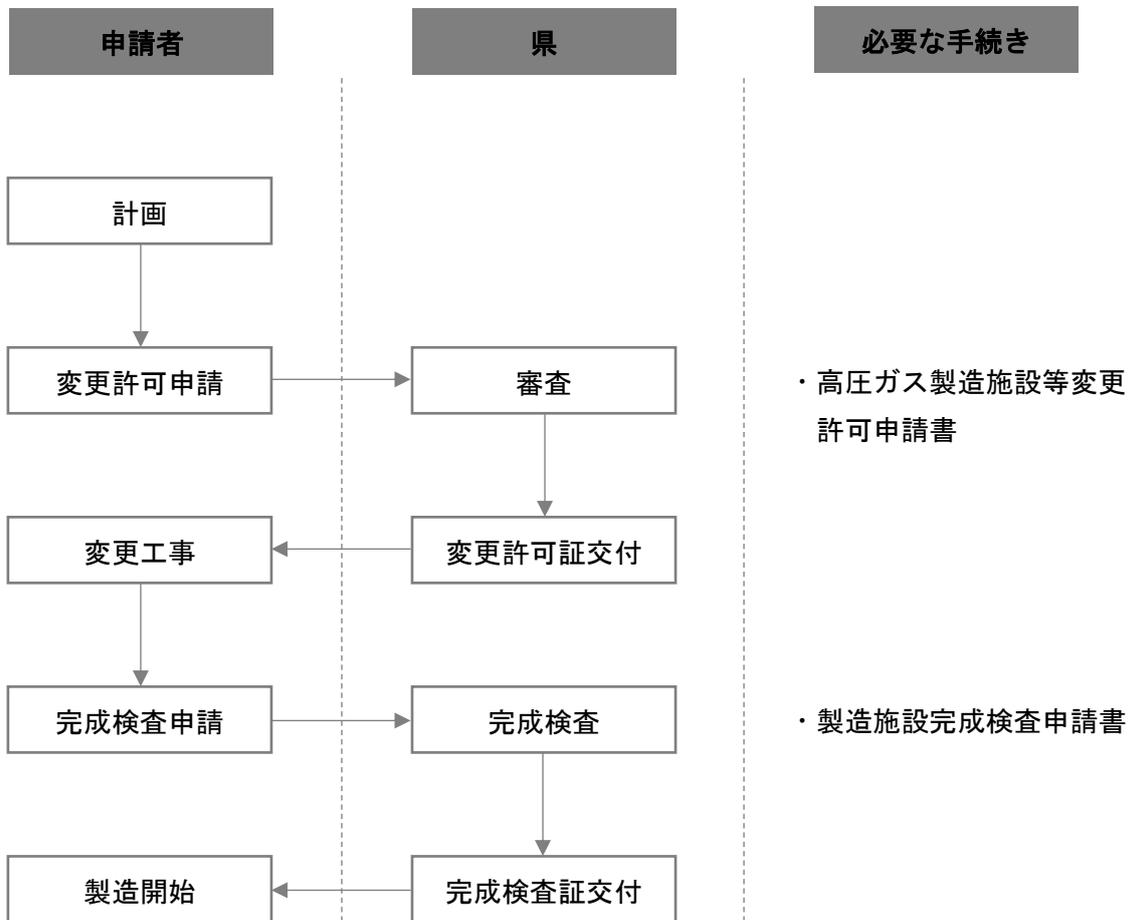
◆ 第一種製造者

➤ 新たに製造を開始する場合

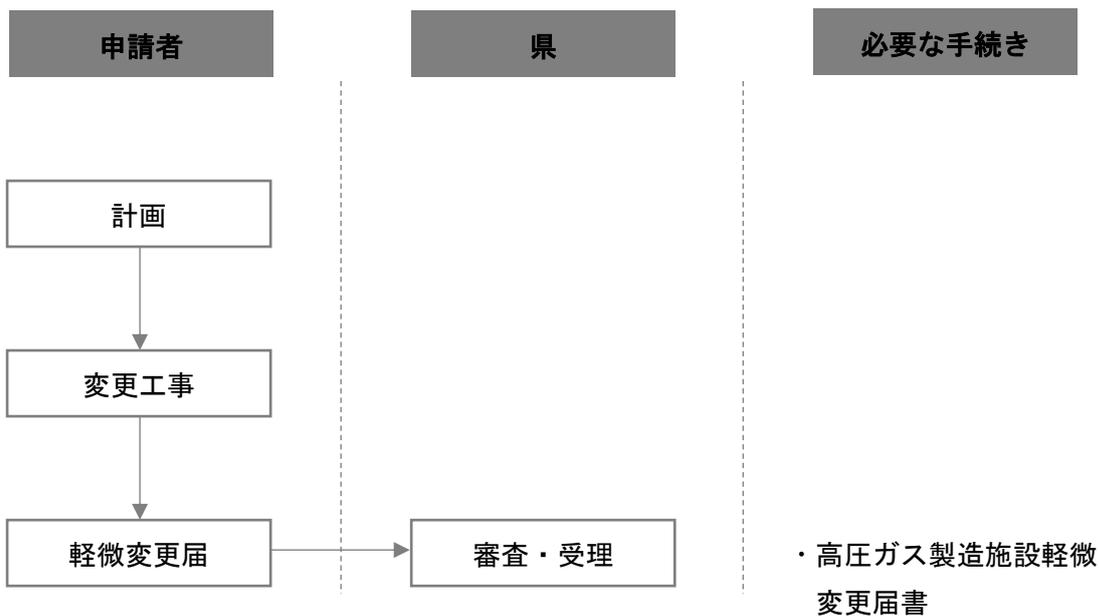


➤製造施設の変更を行う場合

①許可を要する変更

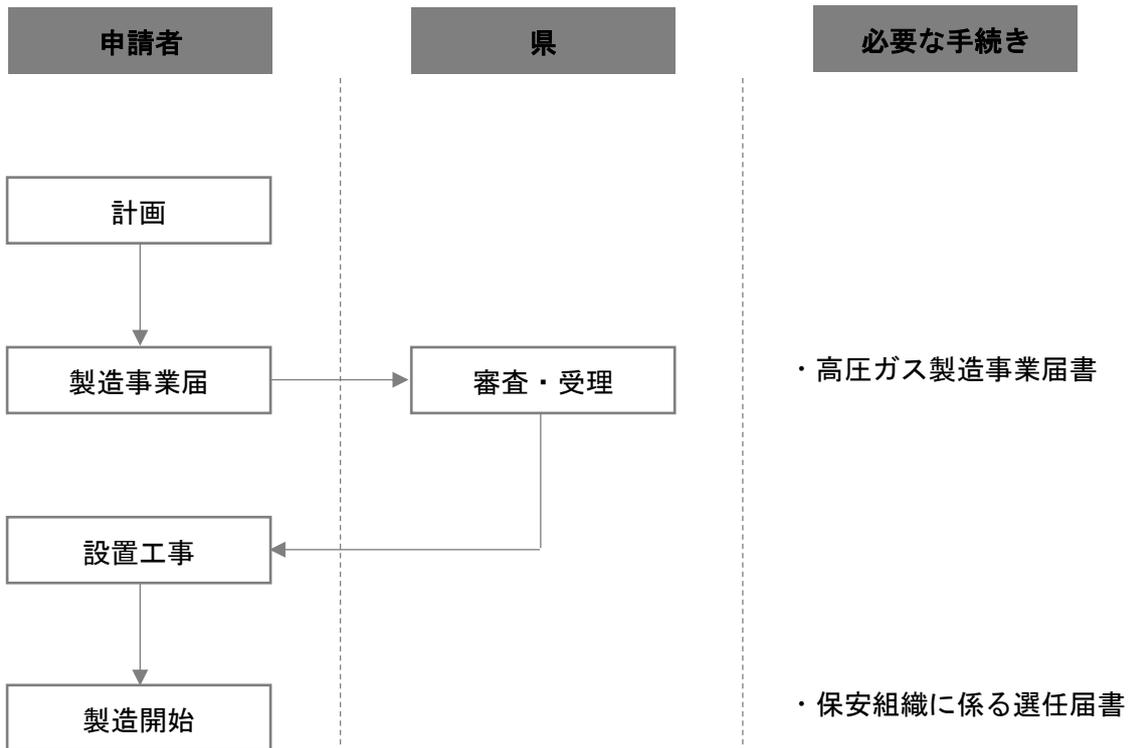


②軽微な変更

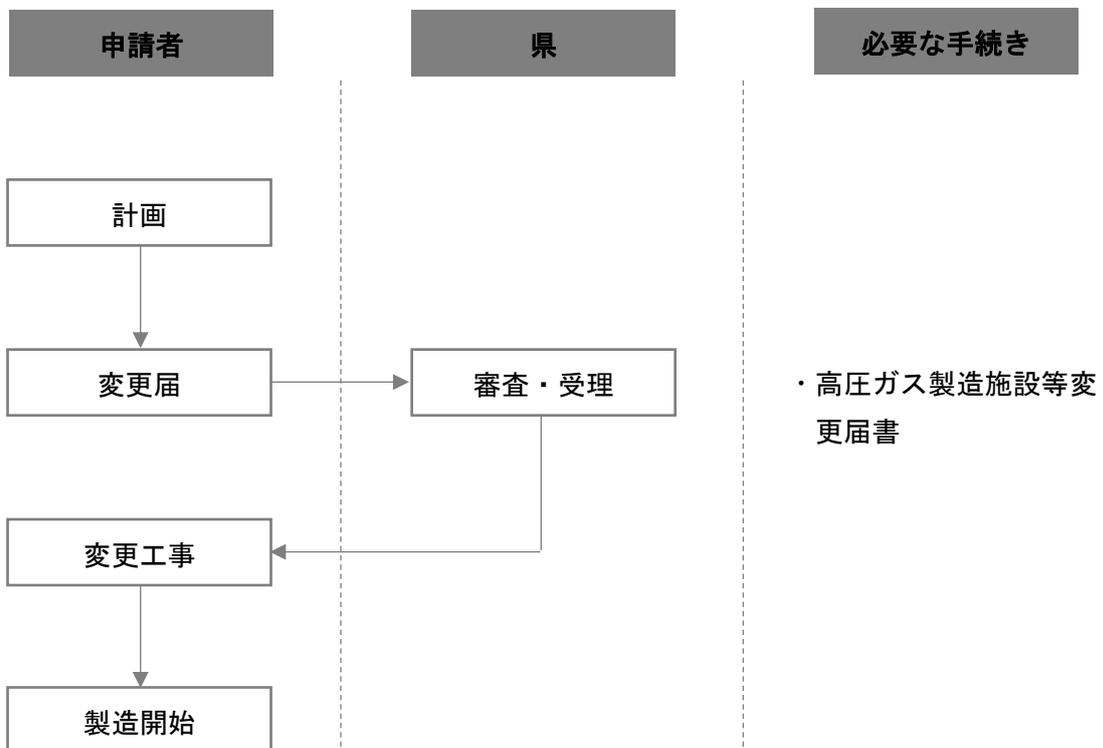


◆第二種製造者

➤新たに製造を開始する場合



➤製造施設の変更を行う場合（軽微な変更の場合は手続不要）



2-1

高圧ガス製造許可申請(冷凍事業所を除く)

《関係法令》法第5条第1項第1号、一般則第3条、液石則第3条

1 説明

圧縮、液化その他の方法で処理することができるガスの容積が1日100 m³以上(第一種ガスの場合にあっては300 m³以上)である設備を使用して高圧ガスの製造(容器に充てんすることを含む。)をしようとする者(第一種製造者)は、事業所ごとに、都道府県知事の許可を受けなければなりません*。

許可後は、許可証を交付します。

*液石法上の充てん設備(民生用バルクローリ)は除く。但し、高圧法適用の貯槽等に充てんを行う場合は、移動式製造設備として高圧法の適用を受ける。

ガス区分	届出	許可
第一種ガスのみ	300 m ³ /日未満	300 m ³ /日以上
第二種ガスのみ	100 m ³ /日未満	100 m ³ /日以上
第一種ガス 及び第二種ガス	「T」未満	「T」以上
	T = 100 + (2/3) × S T : 処理能力 (m ³ /日) S : 第一種ガスの処理能力 (m ³ /日) ※0 m ³ /日を超え 300 m ³ /日未満	

2 申請時期

高圧ガスの製造を開始する前に申請してください。

申請受付から許可まで1ヶ月程度の期間を要する場合もあり、製造設備の完成後も、完成検査を受検し合格しなければ製造を開始できませんので、余裕を持った申請をお願いします。

3 様式及び添付書類例

様式 一般則…様式第1、液石則…様式第1

○ 添付書類例

- ・製造計画書(製造の目的、処理設備の処理能力、処理設備の性能、法第8条第1号及び第2号の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項)
- ・製造施設の位置及び付近の状況を示す図面
- ・事業所全体平面図
- ・製造工程の概要を説明した書面及び図面

- ・ フローシート又は配管図
- ・ 高圧ガス製造施設配置図
- ・ 機器等一覧表
- ・ 処理・貯蔵能力の計算書
- ・ 高圧ガス設備（特定設備、指定設備及び大臣認定品を除く。）の強度計算書
- ・ 耐震設計構造物に係る計算書
- ・ 高圧ガス設備の基礎及び支持構造物の構造を示した図面
- ・ 登記事項証明書
- ・ その他、製造施設に応じて、法第8条第1号及び第2号の技術上の基準の確認に必要な書面又は図面

4 留意事項

- ・ 製造開始前に、完成検査を受検し合格しなければなりません。
- ・ 第一種製造者は、保安統括者等を選任し、届け出なければなりません。
- ・ 第一種製造者は、危害予防規程を作成し、届け出なければなりません。
- ・ 第一種製造者は、製造を開始したら、製造開始届書を届け出なければなりません。
- ・ 特定高圧ガスの消費に該当する場合は、消費届も必要です。

5 手数料

種別	区分（処理容積）	金額
定置式 製造設備許可申請者 （冷凍事業所を除く）	1,000 万 m ³ 以上	560,000 円
	100 万 m ³ 以上 1,000 万 m ³ 未満	340,000 円
	500,000 m ³ 以上 100 万 m ³ 未満	220,000 円
	100,000 m ³ 以上 500,000 m ³ 未満	140,000 円
	25,000 m ³ 以上 100,000 m ³ 未満	110,000 円
	5,000 m ³ 以上 25,000 m ³ 未満	86,000 円
	1,000 m ³ 以上 5,000 m ³ 未満	68,000 円
	200 m ³ 以上 1,000 m ³ 未満	54,000 円
	100 m ³ 以上 200 m ³ 未満	31,000 円
移動式 製造設備許可申請者 ※移動式製造設備のみの事業所に適用する	1,000 万 m ³ 以上	91,000 円
	500 万 m ³ 以上 1,000 万 m ³ 未満	75,000 円
	100 万 m ³ 以上 500 万 m ³ 未満	60,000 円
	500,000 m ³ 以上 100 万 m ³ 未満	44,000 円
	100,000 m ³ 以上 500,000 m ³ 未満	27,000 円
	25,000 m ³ 以上 100,000 m ³ 未満	21,000 円
	5,000 m ³ 以上 25,000 m ³ 未満	16,000 円
	1,000 m ³ 以上 5,000 m ³ 未満	13,000 円
	200 m ³ 以上 1,000 m ³ 未満	11,000 円
100 m ³ 以上 200 m ³ 未満	7,400 円	

2-2 高圧ガス製造許可申請(冷凍事業所)

《関係法令》法第5条第1項第2号、冷凍則第3条

1 説明

冷凍のためガスを圧縮し、又は液化して高圧ガスの製造をする設備でその1日の冷凍能力が50t*¹（二酸化炭素、アンモニア及びフルオロカーボン）以上のもを使用して高圧ガスの製造をしようとする者は、事業所*²（冷凍設備）ごとに、都道府県知事の許可を受けなければなりません。

許可後は、許可証を交付します。

*¹ フルオロカーボン、二酸化炭素及びアンモニア以外（プロパン冷凍設備等）にあつては20t以上

*² ここにいう「事業所」は「一つの冷凍設備と考えられる設備」が設置されている場所と解する

2 申請時期

高圧ガスの製造を開始する前に申請してください。

申請受付から許可まで1ヶ月程度の期間を要する場合もあり、完成後も、完成検査を受検し合格しなければ製造を開始できませんので、余裕を持った申請をお願いします。

3 様式及び添付書類

様式 冷凍則…様式第1

○ 添付書類例

- ・ 製造計画書（製造の目的、処理設備の処理能力、処理設備の性能、法第8条第1号及び同条第2号の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項）
- ・ 製造施設の位置及び付近の状況を示す図面
- ・ 事業所全体平面図
- ・ 製造工程の概要を説明した書面及び図面
- ・ フローシート又は配管図
- ・ 高圧ガス製造施設配置図
- ・ 機器等一覧表
- ・ 冷凍能力の計算書
- ・ 登記事項証明書
- ・ その他、製造施設に応じて、法第8条第1号及び第2号の技術上の基準の確認に必要な書面又は図面

4 留意事項

- ・製造開始前に、完成検査を受検し合格しなければなりません。
- ・第一種製造者及び一部の第二種製造者は、冷凍保安責任者及びその代理者を選任し、届け出なければなりません。冷凍保安責任者の選任が不要な事業所にあつては、冷凍取扱責任者を選任し、届出をお願いします。
- ・第一種製造者は、危害予防規程を作成し、届け出なければなりません。
- ・第一種製造者は、製造を開始したら、製造開始届書を届け出なければなりません。

5 手数料

種別	区分（冷凍能力）	金額
製造設備許可申請者 （冷凍事業所）	3,000 t 以上	110,000 円
	1,000 t 以上 3,000 t 未満	87,000 円
	300 t 以上 1,000 t 未満	68,000 円
	100 t 以上 300 t 未満	54,000 円
	20 t 以上 100 t 未満	36,000 円

2-3 高圧ガス製造施設等変更許可申請(冷凍事業所を除く)

《関係法令》法第 14 条第 1 項、一般則第 14 条、液石則第 15 条

1 説明

第一種製造者は、製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事（特定変更工事*）をし、又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法を変更しようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければなりません。

第一種製造者として許可を受けている事業所であって、新たに製造設備を設置する場合（冷凍設備を除く）も、「変更許可」に該当します。

変更許可後は、変更許可証を交付します。

*「特定変更工事」とは、変更に係る工事が完成したときに完成検査を受ける必要がある変更の工事のこと。具体的には、一般則第 33 条、液石則第 34 条に定める変更の工事以外の工事のこと。ただし、軽微変更工事は除く。

2 申請時期

変更工事の前に申請し、許可を受ける必要があります。

申請受付から許可まで 20 日程度の期間を要する場合もあり、変更工事の完成後も、完成検査を受検し合格しなければ製造を開始できませんので、余裕を持った申請をお願いします。

3 様式及び添付書類

様式 一般則、液石則…様式第 4

○ 添付書類例

- ・ 変更明細書
- ・ 事業所全体平面図
- ・ フローシート又は配管図
- ・ 高圧ガス製造施設配置図
- ・ 変更工事に係る機器等一覧表
- ・ 高圧ガス設備（特定設備、指定設備及び大臣認定品を除く。）の強度計算書
- ・ 耐震設計構造物に係る計算書
- ・ 高圧ガス設備の基礎及び支持構造物の構造を示した図面
- ・ その他、変更内容に応じて、法第 8 条第 1 号及び第 2 号の技術上の基準の確認に必要な書面又は図面

4 留意事項

製造開始前に、完成検査を受検し合格しなければなりません。

5 手数料

処理能力の増加分に応じて手数料が設定されています。

種別	区分（処理容積の増加量）	金額
定置式 製造設備許可申請者 （冷凍事業所を除く）	1,000 万 m ³ 以上	370,000 円
	100 万 m ³ 以上 1,000 万 m ³ 未満	220,000 円
	500,000 m ³ 以上 100 万 m ³ 未満	150,000 円
	100,000 m ³ 以上 500,000 m ³ 未満	93,000 円
	25,000 m ³ 以上 100,000 m ³ 未満	69,000 円
	5,000 m ³ 以上 25,000 m ³ 未満	61,000 円
	1,000 m ³ 以上 5,000 m ³ 未満	57,000 円
	200 m ³ 以上 1,000 m ³ 未満	39,000 円
	200 m ³ 未満	26,000 円
	その他の場合	16,000 円
移動式 製造設備許可申請者 ※移動式製造設備のみの事業所に適用する	1,000 万 m ³ 以上	65,000 円
	500 万 m ³ 以上 1,000 万 m ³ 未満	53,000 円
	100 万 m ³ 以上 500 万 m ³ 未満	44,000 円
	500,000 m ³ 以上 100 万 m ³ 未満	31,000 円
	100,000 m ³ 以上 500,000 m ³ 未満	18,000 円
	25,000 m ³ 以上 100,000 m ³ 未満	14,000 円
	5,000 m ³ 以上 25,000 m ³ 未満	12,000 円
	1,000 m ³ 以上 5,000 m ³ 未満	9,200 円
	200 m ³ 以上 1,000 m ³ 未満	8,200 円
	200 m ³ 未満	5,100 円
その他の場合	3,200 円	

2-4 高圧ガス製造施設等変更許可申請(冷凍事業所)

《関係法令》法第 14 条第 1 項、冷凍則第 16 条

1 説明

第一種製造者は、製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事（特定変更工事*）をし、又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法を変更しようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければなりません。

変更許可後は、変更許可証を交付します。

*「特定変更工事」とは、変更に係る工事が完成したときに完成検査を受ける必要がある変更の工事のこと。具体的には、冷凍則第 23 条に定める変更の工事以外の工事のこと。ただし、軽微変更工事は除く。

2 申請時期

変更工事の前に申請してください。

申請受付から許可まで 20 日程度の期間を要する場合もあり、変更工事の完成後も、完成検査を受検し合格しなければ製造を開始できませんので、余裕を持った申請をお願いします。

3 様式及び添付書類

様式 冷凍則…様式第 4

○ 添付書類例

- ・ 変更明細書
- ・ 事業所全体平面図
- ・ フローシート又は配管図
- ・ 高圧ガス製造施設配置図
- ・ 変更工事に係る機器等一覧表
- ・ 冷凍能力の計算書
- ・ その他、変更内容に応じて、法第 8 条第 1 号及び第 2 号の技術上の基準の確認に必要な書面又は図面

4 留意事項

製造開始前に、完成検査を受検し合格しなければなりません。

5 手数料

処理能力の増加分に応じて手数料が設定されています。

種別	区分（処理容積の増加量）	金額
製造設備許可申請者 （冷凍事業所）	3,000 t 以上	69,000 円
	1,000 t 以上 3,000 t 未満	62,000 円
	300 t 以上 1,000 t 未満	55,000 円
	100 t 以上 300 t 未満	38,000 円
	100 t 未満	30,000 円
	その他の場合	16,000 円

2-5 製造施設完成検査申請

《関係法令》法第 20 条、一般則第 31、33 条、液石則第 32、34 条、
冷凍則第 21、23 条

1 説明

許可を受けた事業者は、工事完成後に都道府県知事による完成検査を受検し、合格しなければ製造を開始することができません。完成検査では、完成した製造施設が許可内容のとおりとなっているか、技術上の基準に適合しているかどうかを現場にて確認します。

合格であれば、完成検査証を交付します。

なお、技術上の基準に適合しているかどうかを確認するため、許可内容に応じて、次のような書類を完成検査で提出していただくことがあります。

- ・ガス設備の気密な構造を確認する書類、高圧ガス設備の耐圧・気密性能試験成績書（特定設備にあっては特定設備検査合格証、指定設備にあっては指定設備認定証、大臣認定品にあっては認定試験者試験等成績書）の写し
- ・ミルシート（鋼材検査証明書）の写し
- ・電気設備の防爆証明書の写し 等

2 様式及び添付書類例

様式 一般則、液石則…様式第 13、冷凍則…様式第 7

- 添付書類例
- ・特になし

3 申請時期

設置許可又は変更許可を受けた日以降で、設備の使用を開始（又は再開）する前に申請し、完成検査を受検してください。

なお、ご希望の日程で完成検査が実施できるよう、お早目の申請・ご相談をお願いします。

4 完成検査不要の工事

以下の経済産業省令で定めるものについては、特定変更工事には該当せず、完成検査が不要な工事となります。（一般則第 33 条、液石則第 34 条、冷凍則第 23 条）

(1) 製造設備（冷凍設備を除く）

ア ガス設備（耐震設計構造物に係る特定設備を除く。）の取替え*¹又は設置位置の変更*²（高圧ガス設備の取替えは大臣認定品、特定設備の取替えは特

定設備検査合格証又は特定設備基準適合証の交付を受けているものに限る。)の工事(一般則は第15条第1項に規定する工事を除く。液石則は第16条第1項に規定する工事を除く。)であって、当該設備^{*3}の処理能力の変更が±20%未満であるもの。

*1「取替え」とは、溶接等による現場加工(管類に係る認定試験者によるものを除く。)を伴わないものとする。

*2「設置位置の変更」とは、基礎工事(アンカーボルト等の変更工事を除く)を伴わないものとする。

*3「当該設備」とは、ガス設備単体機器のこと。ガス設備とは、ポンプ、圧縮機、塔槽類、熱交換器、配管、継手等であるが、例えばポンプを交換した場合は、ポンプの処理能力の20%以内の増減の範囲であれば、完成検査を要しないこととなる。

イ 処理能力が100 m³/日(不活性ガス及び空気にあつては300 m³)未満の製造設備(耐震設計に係るものを除き、特定設備の場合には特定設備検査合格証又は特定設備基準適合証の交付を受けているものに限る。)である製造施設の追加に係る変更工事であつて、他の製造設備とガス設備で接続されていないもので、かつ、他の製造設備の機能に支障を及ぼすおそれのないもの。

(2) 冷凍設備

製造設備(冷凍則第7条第1項第5号に規定する耐震設計構造物として適用をうける製造設備を除く。)の取替え(可燃性ガス及び毒性ガスを冷媒とする冷媒設備を除く。)の工事(冷媒設備に係る切断、溶接を伴う工事を除く。)であつて、当該設備の冷凍能力の変更が±20%未満であるもの。

5 留意事項

新規許可に係る完成検査の場合は、製造開始後に製造事業開始届書を届け出なければなりません。

6 手数料

- ・それぞれの許可手数料額の4分の3の額。(別添【製造許可】申請手数料、【製造変更許可】申請手数料を参照してください。)
- ・ただし、液石法(充てん設備)の完成検査を受検した移動式製造設備については、6,100円。

【製造許可】申請手数料

(単位:円)

	処理容積	許可手数料	完成検査手数料
定置式 製造設備許可 申請者 (冷凍事業所を 除く)	1,000万m ³ 以上	560,000	420,000
	100万m ³ 以上 1,000万m ³ 未満	340,000	255,000
	500,000m ³ 以上 100万m ³ 未満	220,000	165,000
	100,000m ³ 以上 500,000m ³ 未満	140,000	105,000
	25,000m ³ 以上 100,000m ³ 未満	110,000	82,500
	5,000m ³ 以上 25,000m ³ 未満	86,000	64,500
	1,000m ³ 以上 5,000m ³ 未満	68,000	51,000
	200m ³ 以上 1,000m ³ 未満	54,000	40,500
移動式 製造設備許可 申請者 ※移動式製造 設備のみの事 業所に適用す る	100m ³ 以上 200m ³ 未満	31,000	23,250
	1,000万m ³ 以上	91,000	68,250
	500万m ³ 以上 1,000万m ³ 未満	75,000	56,250
	100万m ³ 以上 500万m ³ 未満	60,000	45,000
	500,000m ³ 以上 100万m ³ 未満	44,000	33,000
	100,000m ³ 以上 500,000m ³ 未満	27,000	20,250
	25,000m ³ 以上 100,000m ³ 未満	21,000	15,750
	5,000m ³ 以上 25,000m ³ 未満	16,000	12,000
製造設備許可 申請者 (冷凍事業所)	1,000m ³ 以上 5,000m ³ 未満	13,000	9,750
	200m ³ 以上 1,000m ³ 未満	11,000	8,250
	100m ³ 以上 200m ³ 未満	7,400	5,550
	3,000t以上	110,000	82,500
	1,000t以上 3,000t未満	87,000	65,250
	300t以上 1,000t未満	68,000	51,000
	100t以上 300t未満	54,000	40,500
	20t以上 100t未満	36,000	27,000

【製造変更許可】申請手数料

(単位:円)

	処理容積	許可手数料	完成検査手数料
定置式 製造設備許可 申請者 (冷凍事業所を 除く)	1,000万m ³ 以上増加	370,000	277,500
	100万m ³ 以上 1,000万m ³ 未満増加	220,000	165,000
	500,000m ³ 以上 100万m ³ 未満増加	150,000	112,500
	100,000m ³ 以上 500,000m ³ 未満増加	93,000	69,750
	25,000m ³ 以上 100,000m ³ 未満増加	69,000	51,750
	5,000m ³ 以上 25,000m ³ 未満増加	61,000	45,750
	1,000m ³ 以上 5,000m ³ 未満増加	57,000	42,750
	200m ³ 以上 1,000m ³ 未満増加	39,000	29,250
	200m ³ 未満増加	26,000	19,500
	その他の場合	16,000	12,000
移動式 製造設備許可 申請者 ※移動式製造 設備のみの事 業所に適用す る	1,000万m ³ 以上増加	65,000	48,750
	500万m ³ 以上 1,000万m ³ 未満増加	53,000	39,750
	100万m ³ 以上 500万m ³ 未満増加	44,000	33,000
	500,000m ³ 以上 100万m ³ 未満増加	31,000	23,250
	100,000m ³ 以上 500,000m ³ 未満増加	18,000	13,500
	25,000m ³ 以上 100,000m ³ 未満増加	14,000	10,500
	5,000m ³ 以上 25,000m ³ 未満増加	12,000	9,000
	1,000m ³ 以上 5,000m ³ 未満増加	9,200	6,900
	200m ³ 以上 1,000m ³ 未満増加	8,200	6,150
	200m ³ 未満増加	5,100	3,825
その他の場合	3,200	2,400	
製造設備許可 申請者 (冷凍事業所)	3,000t以上増加	69,000	51,750
	1,000t以上 3,000t未満増加	62,000	46,500
	300t以上 1,000t未満増加	55,000	41,250
	100t以上 300t未満増加	38,000	28,500
	100t未満増加	30,000	22,500
	その他の場合	16,000	12,000

2-6 高圧ガス製造施設軽微変更届書

《関係法令》法第14条第1項ただし書、一般則第15条、液石則第16条、
冷凍則第17条

1 説明

第一種製造者は、法第14条第1項ただし書の軽微な変更の工事をしたときは、その完成後遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければなりません。

* 軽微な変更の主な工事は以下のとおり。

【一般則第15条、液石則第16条】

号	工事内容
1	高圧ガス設備（特定設備を除く。）の取替え（大臣認定品又は保安上特段の支障がないもの*として認められたものへの取替えに限る。）の工事であつて、当該設備の処理能力の変更を伴わないもの
2	ガス設備（高圧ガス設備を除く。）の変更の工事
3	ガス設備以外の製造施設に係る設備の変更の工事
4	製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのない高圧ガス設備の撤去の工事

*可とう管（高圧ホース又は金属フレキ管）で、高圧ガス保安協会又は指定特定設備検査機関が行う検査に合格したもの。

【冷凍則第17条】

号	工事内容
1	独立した製造設備の撤去の工事
2	製造設備（冷凍則第7条第1項第5号に規定する耐震設計構造物として適用を受ける製造設備を除く。）の取替え（可燃性ガス及び毒性ガスを冷媒とする冷媒設備の取替えを除く。）の工事（ <u>冷媒設備に係る切断、溶接を伴う工事を除く。</u> ）であつて、当該設備の冷凍能力の変更を伴わないもの ※「取替えの工事」とは、既設の設備に対し耐圧性能、気密性能、肉厚、材料及び機能が同等以上（当該要件を確認できる証明書等があるものに限る。）であるものとの取替えの工事をいう。「切断、溶接を伴う工事」とは、現場において切断、溶接を伴う取替えの工事をいう。（内規）

3	製造設備以外の製造施設に係る設備の取替え工事
4	認定指定設備の設置の工事 ※認定指定設備の位置の変更も含まれる。
5	冷凍則第 62 条第 1 項ただし書の規定により指定設備認定証が無効と ならない認定指定設備に係る変更の工事 ※冷凍則第 62 条第 1 項 当該変更の工事が同等の部品への交換のみである場合、又は認定指定 設備の移設等を行った場合であって、当該認定指定設備の指定設備認定 証を交付した指定設備認定機関等により調査を受け、認定指定設備技術 適合書の交付を受けた場合。

2 申請時期

軽微な変更工事の完成後、遅滞なく届け出てください。

3 様式及び添付書類例

様式 一般則、液石則…様式第 5、冷凍則…様式第 5

○ 添付書類例

- ・ 変更明細書
- ・ 事業所全体平面図
- ・ フローシート又は配管図
- ・ 高圧ガス製造施設配置図
- ・ 変更工事に係る機器等一覧表
- ・ 大臣認定品に係る認定試験者試験等成績書
- ・ 高圧ガス設備（特定設備、指定設備及び大臣認定品を除く。）の強度計算書
- ・ その他、変更内容に応じて、法第 8 条第 1 号及び第 2 号の技術上の基準の確
認に必要な書面又は図面

4 手数料

なし

2-7 高圧ガス製造事業届

《関係法令》法第5条第2項、一般則第4条、液石則第4条、冷凍則第4条

【一般則・液石則】

1 説明

高圧ガスの製造事業を行う者（第一種製造者及び冷凍高圧ガス製造者並びに液石法第2条第4項の供給設備に液化石油ガスを充てんする者を除く。）は、事業所ごとに、事業開始の日の20日前までに都道府県知事に届け出なければなりません。

ガス区分	届出	許可
第一種ガスのみ	300 m ³ /日未満	300 m ³ /日以上
第二種ガスのみ	100 m ³ /日未満	100 m ³ /日以上
第一種ガス 及び第二種ガス	「T」未満	「T」以上
	$T = 100 + (2/3) \times S$ T：処理能力（m ³ /日） S：第一種ガスの処理能力（m ³ /日）※0 m ³ /日を超え 300 m ³ /日未満	

2 申請時期

事業開始の日の20日前までに届け出てください。

3 様式及び添付書類例

様式 一般則、液石則…様式第2

○ 添付書類例

- ・ 製造施設等明細書（製造の目的、処理設備の種類、処理設備の性能、法第12条第1項及び第2項の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項）
- ・ 製造施設の位置及び付近の状況を示す図面
- ・ 事業所全体平面図
- ・ 製造工程の概要を説明した書面及び図面
- ・ フローシート又は配管図
- ・ 高圧ガス製造施設配置図
- ・ 機器等一覧表
- ・ 処理・貯蔵能力の計算書
- ・ ガス設備の気密な構造を確認する書類、高圧ガス設備の耐圧・気密性能試験成績書及び強度計算書に対応する事項（特定設備にあつては特定設備検査合

格証、指定設備にあつては指定設備認定証、大臣認定品にあつては認定試験者試験等成績書)の写し

- ・ 登記事項証明書
- ・ その他、法第12条第1項及び第2項の技術上の基準の確認に必要な書面又は図面

4 留意事項

- ・ 第二種製造者（冷凍のためのものを除く。）の事業所のうち、「可燃性ガスの液化ガス又は液化石油ガスを加圧するためのポンプを設置する第二種製造者であつて、処理能力が30 m³以上100 m³メートル未満の処理設備を設置する者」は、保安統括者等の選任が必要です。
- ・ 高圧ガスの貯蔵に該当する場合は、貯蔵許可又は届出の手続きが必要です。
- ・ 特定高圧ガスの消費に該当する場合は、消費届も必要です。
- ・ 高圧ガスの販売に該当する場合は、販売届も必要です。
- ・ CE設置事業所で、移動式製造設備から高圧ガスを受入れる事業所は、CE受入側保安責任者を選任し、届け出てください。

5 手数料

なし。

【冷凍則関係】

* 県HP「冷凍機設置（高圧ガス保安法）に係る届出」参照。

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/13/85549.html>

2-8

高圧ガス製造施設等変更届(冷凍事業所を除く)

《関係法令》法第14条第4項、一般則第16条、液石則第17条

1 説明

第二種製造者は、製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をし、又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法を変更*しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければなりません。

*ただし、製造のための施設の位置、構造又は設備について経済産業省令で定める軽微な変更の工事をしようとするときは、この限りではない。

2 申請時期

あらかじめの届出が必要です。製造事業届書を参考に、変更工事の20日前までに届け出ていただくなど、余裕をもって届け出てください。

3 様式及び添付書類例

様式 一般則、液石則…様式第6

○ 添付書類例

- ・ 変更明細書
- ・ 事務所全体平面図
- ・ フローシート又は配管図
- ・ 高圧ガス製造施設配置図
- ・ 変更工事に係る機器一覧表
- ・ ガス設備の気密な構造を確認する書類、高圧ガス設備の耐圧・気密性能試験成績書及び強度計算書に対応する事項（特定設備にあっては特定設備検査合格証、指定設備にあっては指定設備認定証、大臣認定品にあっては認定試験者試験等成績書）の写し
- ・ その他、変更内容に応じて、法第12条第1項及び第2項の技術上の基準の確認に必要な書面又は図面

4 手数料

なし。

2-9 高圧ガス製造施設等変更届（冷凍事業所）

《関係法令》法第14条第4項、冷凍則第18条

1 説明

第二種製造者は、製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をし、又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法を変更*しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければなりません。

*ただし、製造のための施設の位置、構造又は設備について経済産業省令で定める軽微な変更の工事をしようとするときは、この限りではない。

2 申請時期

あらかじめの届出が必要です。製造事業届書を参考に、変更工事の20日前までに届け出ていただくなど、余裕をもって届け出てください。

3 様式及び添付書類例

様式 冷凍則…様式第6

○ 添付書類例

- ・ 変更明細書
- ・ 事務所全体平面図
- ・ フローシート又は配管図
- ・ 高圧ガス製造施設配置図
- ・ 変更工事に係る機器一覧表
- ・ ガス設備の気密な構造を確認する書類、その他（耐圧試験成績表等）、変更内容に応じて、法第12条第1項及び第2項の技術上の基準の確認に必要な書面又は図面

4 手数料

なし。

2-10

高圧ガス製造開始届

※オンライン手続き可能

《関係法令》法第 21 条第 1 項、一般則第 42 条、液石則第 42 条、冷凍則第 29 条

1 説明

第一種製造者は、製造の許可を受けて、完成検査に合格した後、高圧ガスの製造を開始したとき、遅滞なく都道府県知事に届け出なければなりません。



2 申請時期

製造を開始したら、遅滞なく届け出てください。

3 様式及び添付書類例

様式 一般則…様式第 2 3、液石則…様式第 2 2、冷凍則…様式第 1 5

○ 添付書類例

- ・特になし。

4 手数料

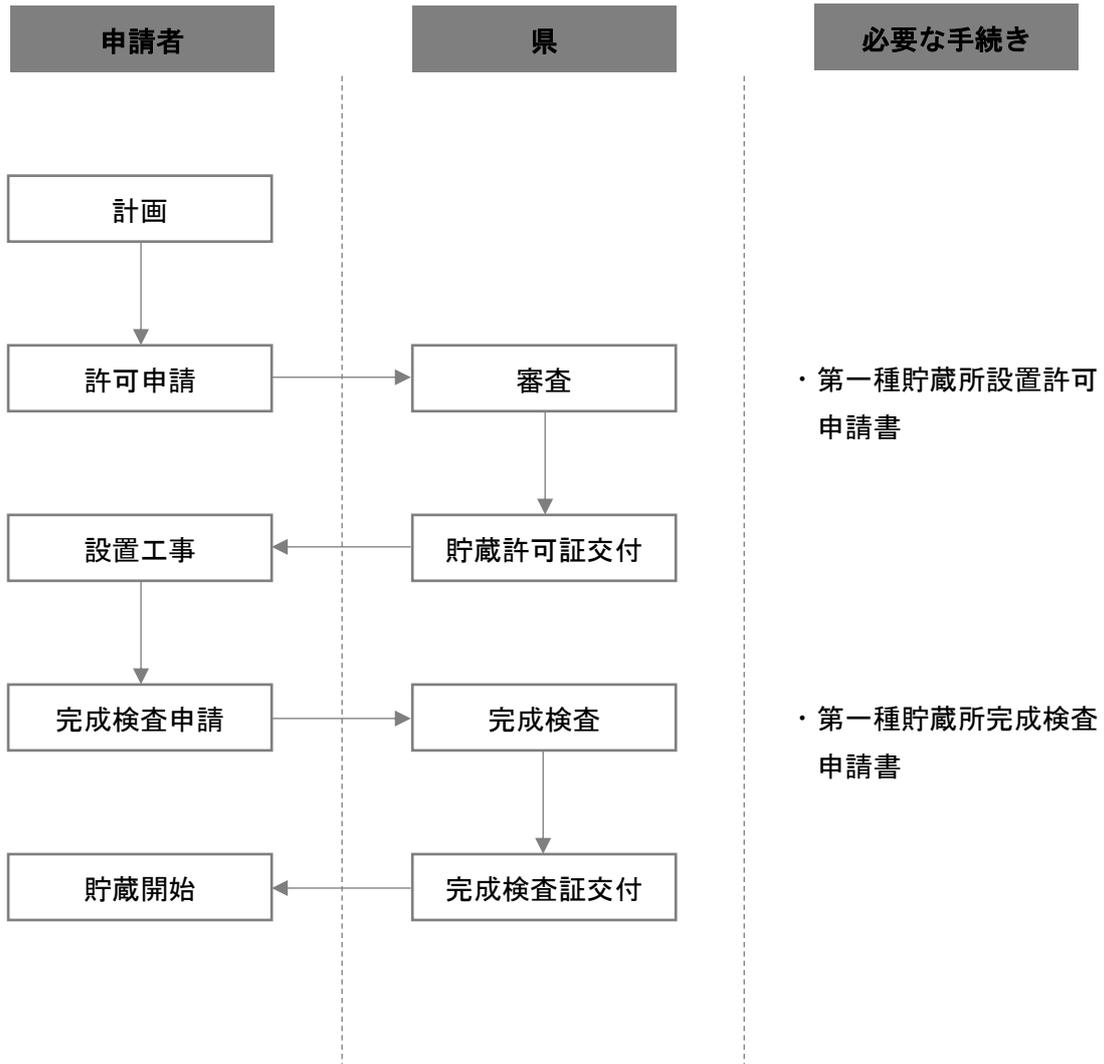
なし。

3 「貯蔵」関係申請・届出フロー

高圧ガスの貯蔵に必要な諸手続きフローは次のとおりです。

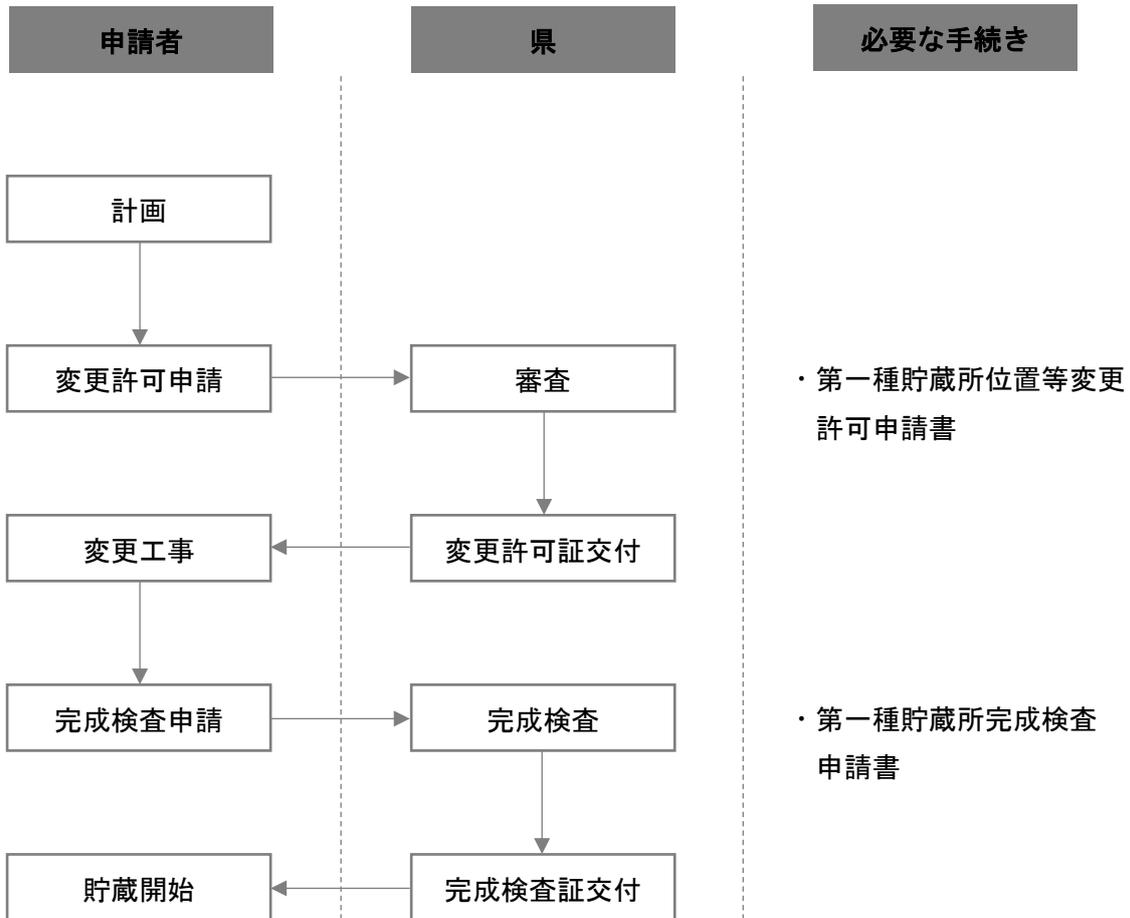
◆第一種貯蔵所

➢新たに貯蔵する場合

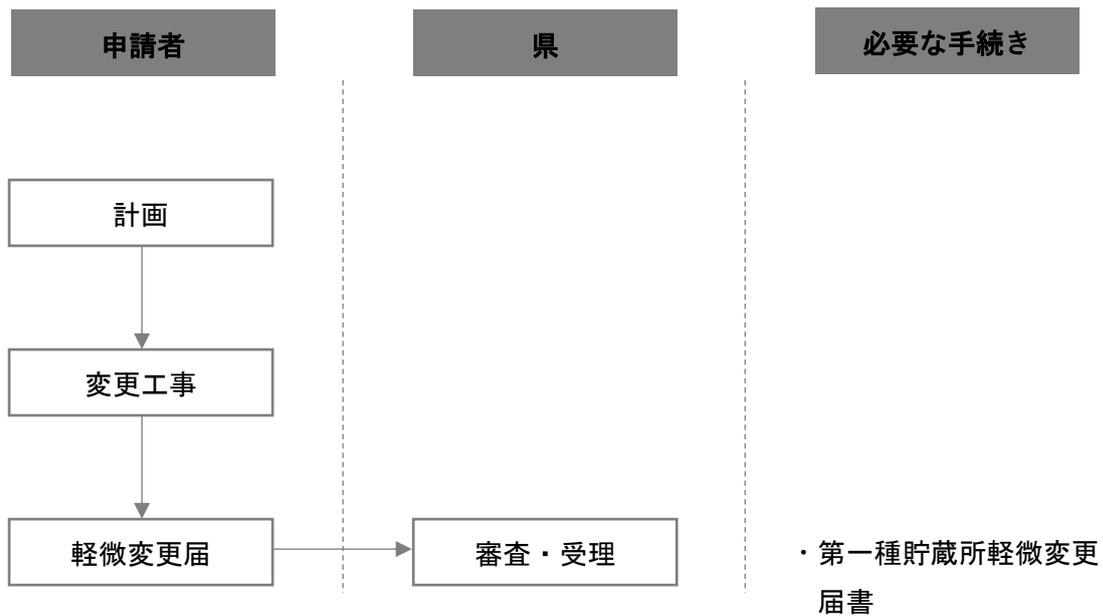


➤貯蔵所の変更を行う場合

① 許可を要する変更

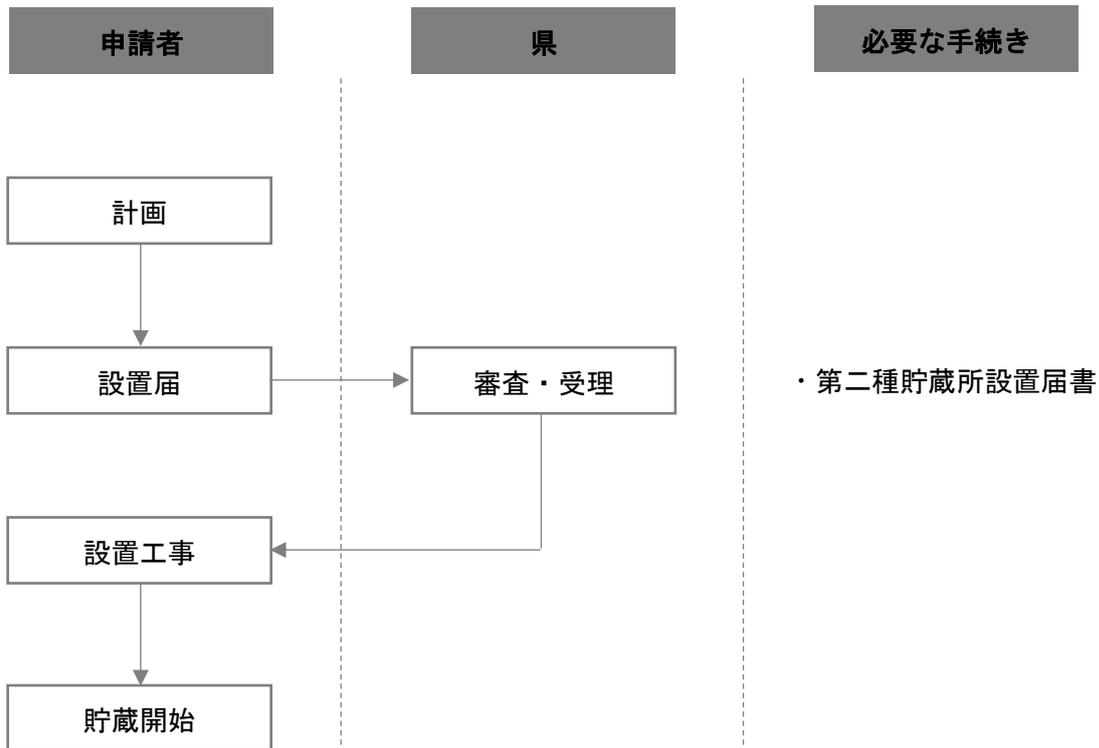


② 軽微な変更

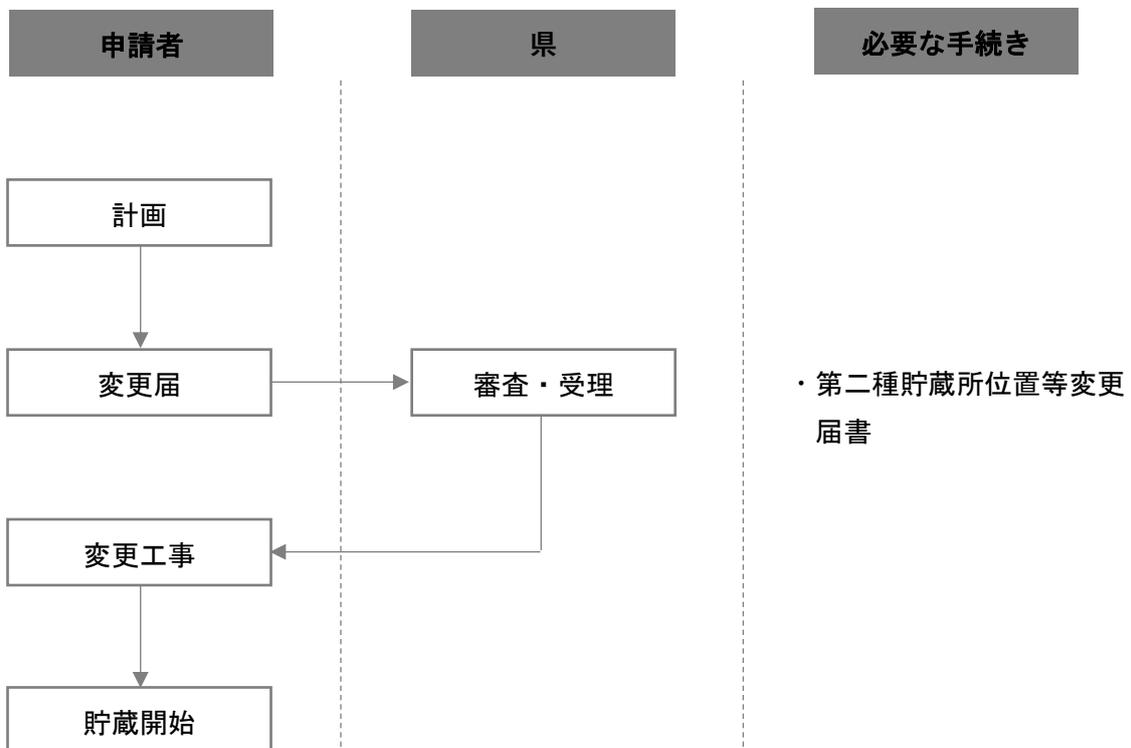


◆第二種貯蔵所

➤新たに貯蔵する場合



➤貯蔵所の変更を行う場合（軽微な変更の場合は手続不要）



3-1 第一種貯蔵所設置許可申請

《関係法令》法第 16 条第 1 項、一般則第 20 条、液石則第 21 条

1 説明

容積 1,000 m³以上（第一種ガスにあつては 3,000 m³以上、第一種ガス及び第二種ガスにあつては合計貯蔵量が 1,000 m³を超え 3,000 m³以下であつて次の表の計算式の計算値「N」以上）の高圧ガスを貯蔵するときには、あらかじめ都道府県知事の許可を受けて設置する第一種貯蔵所においてしなければなりません*。

また貯蔵する高圧ガスが液化ガス又は液化ガス及び圧縮ガスであるときは、液化ガス 10kg をもつて容積 1 m³とみなします（法第 16 条第 3 項）。

*ただし、第一種製造者、液石法の供給設備及び貯蔵施設は、この限りではない。

ガス区分	届 出	許 可
第一種ガスのみ	300 m ³ (3t) 以上 3,000 m ³ (30t) 未満	3,000 m ³ (30t) 以上
第二種ガスのみ	300 m ³ (3t) 以上 1,000 m ³ (10t) 未満	1,000 m ³ (10t) 以上
第一種ガス及び 第二種ガス	300 m ³ (3t) 以上 「N」 m ³ 未満 N = 1,000 + (2/3) × M N : 貯蔵容積 (m ³) M : 第一種ガスの貯蔵量 (m ³) ※0 m ³ を超え 3,000 m ³ 未満	次の「N」 m ³ 以上

※ 貯蔵量の合算について（以下の①及び②の方法により行う）

- ① 消火設備内高圧ガスについては、設備が配管によって接続されている場合のみ合算する。
- ② 消火設備内高圧ガス以外の高圧ガスについては、次のいずれかの場合に合算する。
 - ・ 設備が配管によって接続されている場合
 - ・ 設備が配管によって接続されていないときであつて次の場合
 - (i) 容器以外の貯蔵設備と容器以外の貯蔵設備又は容器と容器以外の貯蔵設備との間が 30m 以下である場合
 - (ii) 容器と容器との間が 22.5m（次のイ及びロの場合にあつては、それ

ぞれに示す距離) 以下である場合

- イ 容器と容器の間に厚さ 12 cm以上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上の強度を有する構造の障壁(口において単に「障壁」という。)が設置され、かつ、両者が有効に遮られている場合であって、容器が破裂した際にその圧力が解放されることを妨げない場所(容器置場の6面が閉鎖されているのではなく、両者が有効に遮断されていれば側面や上方は開放されていてもよい。口において同じ。)に設置されている場合(口の場合を除く。) 11.25m
 - ロ それぞれの容器置場の面積が 8 m²以下の場合であって、容器と容器の間に障壁が設置され、かつ、両者が有効に遮られている場合であって、容器が破裂した際にその圧力が解放されることを妨げない場所に設置されている場合 6.36m
- ・ 高圧ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器及び1つの容器内のガスの容積が 0.15 m³以下の場合については、当該容器内の高圧ガスの貯蔵量を、貯蔵所の貯蔵量と合算しないこととする。

2 申請時期

貯蔵を開始する前に申請し、許可を受ける必要があります。

申請受付から許可まで20日程度の期間を要する場合もあり、完成後も、完成検査を受検し合格しなければ貯蔵を開始できませんので、余裕を持った申請をお願いします。

3 様式及び添付書類例

様式 一般則、液石則…様式第7

○ 添付書類例

- ・ 規則で定められた事項を記載した書面(貯蔵の目的、法第16条第2項の技術上の基準に関する事項、移設等に係る貯蔵設備にあつては、当該貯蔵設備の使用の経歴及び保管状態の記録)
- ・ 貯蔵所の位置及び付近の状況を示す図面
- ・ 事業所全体平面図
- ・ 貯蔵設備等のフローシート又は配管図
- ・ 高圧ガス貯蔵所配置図
- ・ 機器等一覧表
- ・ 貯蔵能力の計算書
- ・ 貯蔵設備等(大臣認定品を除く。)の強度計算書
- ・ 耐震設計構造物に係る計算書
- ・ 貯槽の基礎及び支持構造物の構造を示した図面

- ・ 登記事項証明書
- ・ 上記に掲げるものの他、貯蔵所に応じて、法第16条第2項の技術上の基準の確認に必要な書面又は図面

4 留意事項

- ・ 高圧ガスの製造（第二種製造者）に該当する場合は、製造事業届出が必要です。
- ・ 特定高圧ガスの消費に該当する場合は、消費届も必要です。
- ・ 高圧ガスの販売に該当する場合は、販売届も必要です。
- ・ CE設置事業所で、移動式製造設備から高圧ガスを受入れる事業所は、CE受入側保安責任者を選任し、届け出てください。

5 手数料

1件につき 25,000 円。

3-2 第一種貯蔵所位置等変更許可申請

《関係法令》法第 19 条第 1 項、一般則第 27 条、液石則第 28 条

1 説明

第一種貯蔵所の所有者又は占有者は、第一種貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の工事*をしようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければなりません。

*ただし、貯蔵所の位置、構造又は設備について経済産業省令で定める軽微な変更の工事をしようとするときは、この限りではない。

2 申請時期

変更工事の前に申請し、許可を受ける必要があります。

申請受付から許可まで 20 日程度の期間を要する場合もあり、完成後も、完成検査を受検し合格しなければ貯蔵を開始できませんので、余裕を持った申請をお願いします。

3 様式及び添付書類

様式 一般則、液石則・・・様式第 10

○ 添付書類

- ・ 変更明細書
- ・ 事業所全体平面図
- ・ 貯蔵設備等のフローシート又は配管図
- ・ 高圧ガス貯蔵所配置図
- ・ 変更工事に係る機器等一覧表
- ・ 高圧ガス設備（特定設備、指定設備及び大臣認定品を除く。）の強度計算書
- ・ 耐震設計構造物に係る計算書
- ・ 貯槽の基礎及び支持構造物の構造を示した図面
- ・ その他、変更内容に応じて、法第 16 条第 2 項の技術上の基準の確認に必要な書面又は図面

4 手数料

- ・ 変更工事に伴い、貯蔵能力が増加するもの 14,000 円
- ・ その他の場合 11,000 円

3-3 第一種貯蔵所完成検査申請

《関係法令》法第 20 条、一般則第 31、33 条、液石則第 32、34 条

1 説明

許可を受けた事業者は、工事完成後に都道府県知事による完成検査を受検し、合格しなければ貯蔵を開始することができません。完成検査では、完成した貯蔵所が許可内容のとおりとなっているか、技術上の基準に適合しているかどうかを現場にて確認します。

合格であれば、完成検査証を交付します。

なお、技術上の基準に適合しているかどうかを確認するため、許可内容に応じて、次のような書類を完成検査で提出していただくことがあります。

- ・貯蔵設備等の耐圧・気密性能試験成績書に対応する事項（大臣認定品にあつては、認定試験者試験等成績書）の写し
- ・ミルシート（鋼材検査証明書）の写し 等

2 様式及び添付書類例

様式 一般則、液石則…様式第 1 4

- 添付書類例
- ・特になし。

3 申請時期

設置許可又は変更許可を受けた日以降で、貯蔵を開始する前に申請し、完成検査を受検してください。

なお、ご希望の日程で完成検査が実施できるよう、お早目の申請・ご相談をお願いします。

4 完成検査不要の工事

以下の経済産業省令で定めるものについては、特定変更工事には該当せず、完成検査が不要な工事となります。（一般則第 33 条、液石則第 34 条）

- ・第一種貯蔵所

貯蔵する高圧ガスのガス（その原料となるガスを含む。）が通る部分（耐震設計構造物に係る貯槽を除く。）の取替え^{*1}又は設置位置の変更^{*2}（高圧ガスが通る部分の取替えを伴うものにあつては、大臣認定品への取替えに限り、貯槽の取替えを伴うものにあつては特定設備検査合格証又は特定設備基準適合証の交付を受けているものへの取替えに限る。）の工事（軽微な

変更工事を除く。)であつて、当該設備の貯蔵能力の変更が±20%未満であるもの。

*¹「取替え」とは、溶接等による現場加工（管類に係る認定試験者によるものを除く。）を伴わないものとする。

*²「設置位置の変更」とは、基礎工事（アンカーボルト等の変更工事を除く）を伴わないものとする。

5 手数料

- ・ 第一種貯蔵所の設置許可に係るもの 18,750 円
- ・ 第一種貯蔵所の変更許可に係るもので、貯蔵能力が増加するもの 10,500 円
その他の場合 8,250 円

3-4 第一種貯蔵所軽微変更届

《関係法令》法第 19 条第 1 項ただし書及び第 2 項、一般則第 28 条、液石則第 29 条

1 説明

第一種製造者は、法第 19 条第 1 項ただし書の軽微な変更の工事をしたときは、その完成後遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければなりません。

* 軽微な変更の工事は以下のとおり。

【一般則第 28 条、液石則第 29 条】

号	工事内容
1	貯蔵する高圧ガスが通る部分（貯槽を除く。）の取替え（大臣認定品又は保安上特段の支障がないものとして認められたものへの取替えに限る。）の工事であって、当該設備の貯蔵能力の変更を伴わないもの
2	貯蔵する高圧ガスのガス（その原料となるガスを含み、高圧ガスを除く。）が通る部分の変更の工事
3	貯蔵する高圧ガスのガス（その原料となるガスを含む。）が通る部分以外の高圧ガスの貯蔵所に係る設備の変更の工事
4	貯蔵所の機能に支障を及ぼすおそれのない貯蔵設備の撤去の工事

2 様式及び添付書類例

様式 一般則、液石則…様式第 1 1

○ 添付書類例

- ・ 変更明細書
- ・ 事業所全体平面図
- ・ 貯蔵設備等のフローシート又は配管図
- ・ 高圧ガス貯蔵所配置図
- ・ 変更工事に係る機器等一覧表
- ・ 高圧ガス設備（特定設備、指定設備及び大臣認定品を除く。）の強度計算書
- ・ 各種試験成績書等
- ・ その他、変更内容に応じて、法第 16 条第 2 項の技術上の基準の確認に必要な書面又は図面

3 手数料

なし。

3-5 第二種貯蔵所設置届書

《関係法令》法第 17 条の 2 第 1 項、一般則第 25 条、液石則第 26 条

1 説明

容積 300 m³以上 1,000 m³未満（第一種ガスの場合は 300 m³以上 3,000 m³未満、第一種ガス及び第二種ガスにあっては合計貯蔵量が 1,000 m³を超え 3,000 m³以下であって次の表の計算式の計算値「N」未満）の高圧ガスを貯蔵するときは、あらかじめ、都道府県知事に届け出て設置する貯蔵所においてしなければなりません*。

また貯蔵する高圧ガスが液化ガス又は液化ガス及び圧縮ガスであるときは、液化ガス 10kg をもって容積 1 m³とみなします（法第 17 条の 2 第 2 項、法第 16 条第 3 項）。

*ただし、第一種製造者、液石法の供給設備及び貯蔵施設は、この限りではない。

ガス区分	届 出	許 可
第一種ガスのみ	300 m ³ (3t) 以上 3,000 m ³ (30t) 未満	3,000 m ³ (30t) 以上
第二種ガスのみ	300 m ³ (3t) 以上 1,000 m ³ (10t) 未満	1,000 m ³ (10t) 以上
第一種ガス及び 第二種ガス	300 m ³ (3t) 以上 「N」 m ³ 未満	次の「N」 m ³ 以上
	$N = 1,000 + (2/3) \times M$ N：貯蔵容積 (m ³) M：第一種ガスの貯蔵量 (m ³) ※0 m ³ を超え 3,000 m ³ 未満	

※ 貯蔵量の合算について（以下の①及び②の方法により行う）

- ① 消火設備内高圧ガスについては、設備が配管によって接続されている場合のみ合算する。
- ② 消火設備内高圧ガス以外の高圧ガスについては、次のいずれかの場合に合算する。
 - ・ 設備が配管によって接続されている場合
 - ・ 設備が配管によって接続されていないときであって次の場合
 - (i) 容器以外の貯蔵設備と容器以外の貯蔵設備又は容器と容器以外の貯蔵

設備との間が 30m以下である場合

(ii) 容器と容器との間が 22.5m (次のイ及びロの場合にあっては、それぞれに示す距離) 以下である場合

イ 容器と容器の間に厚さ 12 cm以上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上の強度を有する構造の障壁 (口において単に「障壁」という。) が設置され、かつ、両者が有効に遮られている場合であって、容器が破裂した際にその圧力が解放されることを妨げない場所 (容器置場の 6面が閉鎖されているのではなく、両者が有効に遮断されていれば側面や上方は開放されていてもよい。口において同じ。) に設置されている場合 (口の場合を除く。) 11.25m

ロ それぞれの容器置場の面積が 8 m²以下の場合であって、容器と容器の間に障壁が設置され、かつ、両者が有効に遮られている場合であって、容器が破裂した際にその圧力が解放されることを妨げない場所に設置されている場合 6.36m

- ・ 高圧ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器及び 1つの容器内のガスの容積が 0.15 m³以下の場合については、当該容器内の高圧ガスの貯蔵量を、貯蔵所の貯蔵量と合算しないこととする。

2 届出時期

あらかじめの届出が必要です。製造事業届書を参考に、変更工事の 20日前までに届け出ていただくなど、余裕をもって届け出てください。

3 様式及び添付書類例

様式 一般則、液石則…様式第 9

○ 添付書類例

- ・ 規則で定められた事項を記載した書面 (貯蔵の目的、法第 18条第 2項の技術上の基準に関する事項、移設等に係る貯蔵設備にあっては、当該貯蔵設備の使用の経歴及び保管状態の記録)
- ・ 事業所全体平面図
- ・ 貯蔵設備等のフローシート又は配管図
- ・ 高圧ガス貯蔵所配置図
- ・ 機器等一覧表
- ・ 貯蔵能力の計算書
- ・ 貯蔵設備等の耐圧・気密性能試験成績書及び強度計算書に対応する事項 (大臣認定品にあっては、認定試験者試験等成績書) の写し
- ・ 耐震設計構造物に係る計算書

- ・貯槽の基礎及び支持構造物の構造を示した図面
- ・登記事項証明書
- ・上記に掲げるものの他、貯蔵所に応じて、法第18条第2項の技術上の基準の確認に必要な書面又は図面

4 留意事項

- ・ 高圧ガスの製造（第二種製造者）に該当する場合は、製造事業届出が必要です。
- ・ 特定高圧ガスの消費に該当する場合は、消費届が必要です。
- ・ 高圧ガスの販売に該当する場合は、販売届が必要です。
- ・ CE設置事業所で、移動式製造設備から高圧ガスを受入れる事業所は、CE受入側保安責任者を選任し、届け出てください。

5 手数料

なし。

3-6 第二種貯蔵所位置等変更届

《関係法令》法第 19 条第 4 項、一般則第 29 条、液石則第 30 条

1 説明

第二種貯蔵所の所有者又は占有者は、第二種貯蔵所の位置、構造又は設備の変更*の工事をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければなりません。

*ただし、第二種貯蔵所の位置、構造又は設備について経済産業省令で定める軽微な変更の工事をしようとするときは、この限りではない。

2 申請時期

あらかじめの届出が必要です。製造事業届書を参考に、変更工事の 20 日前までに届け出ていただくなど、余裕をもって届け出てください。

3 様式及び添付書類例

様式 一般則、液石則…様式第 12

○ 添付書類例

- ・ 変更明細書
- ・ 事業所全体平面図
- ・ 貯蔵設備等のフローシート又は配管図
- ・ 高圧ガス貯蔵所配置図
- ・ 変更工事に係る機器等一覧表
- ・ 貯蔵設備等の耐圧・気密性能試験成績書及び強度計算書に対応する事項（特定設備にあつては特定設備検査合格証、指定設備にあつては指定設備認定証、大臣認定品にあつては認定試験者試験等成績書）の写し
- ・ 上記に掲げるものの他、貯蔵所に応じて、法第 18 条第 2 項の技術上の基準の確認に必要な書面又は図面

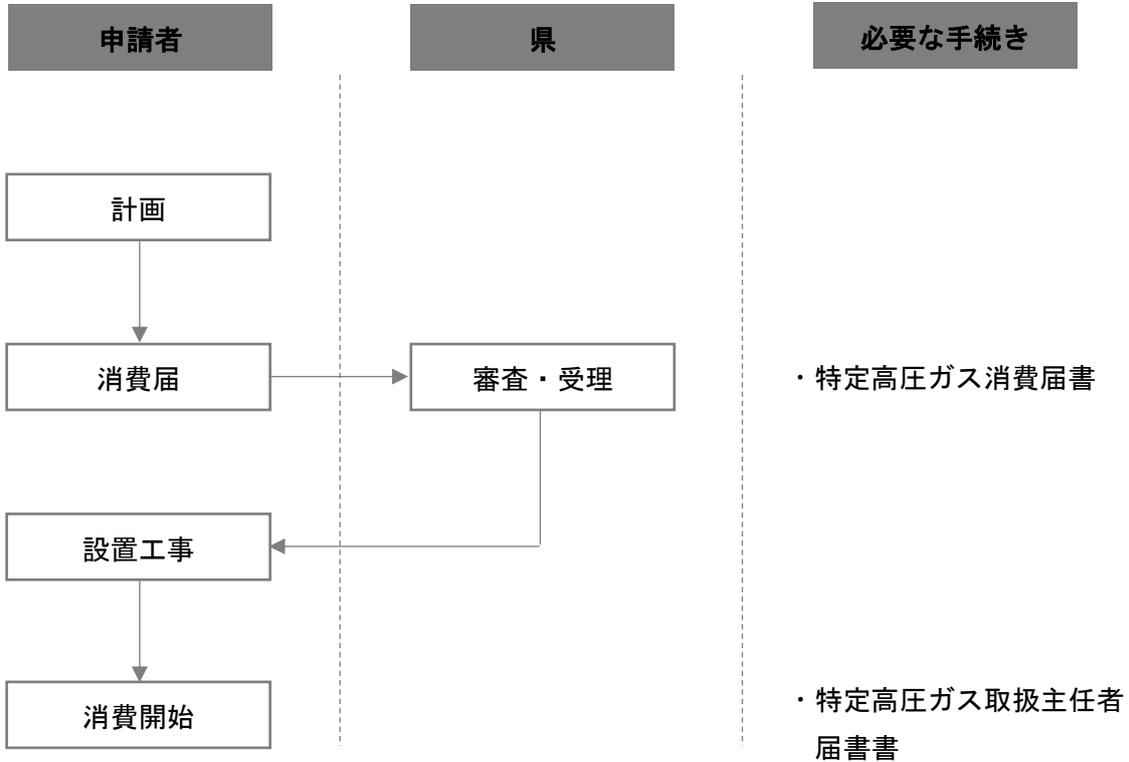
4 手数料

なし。

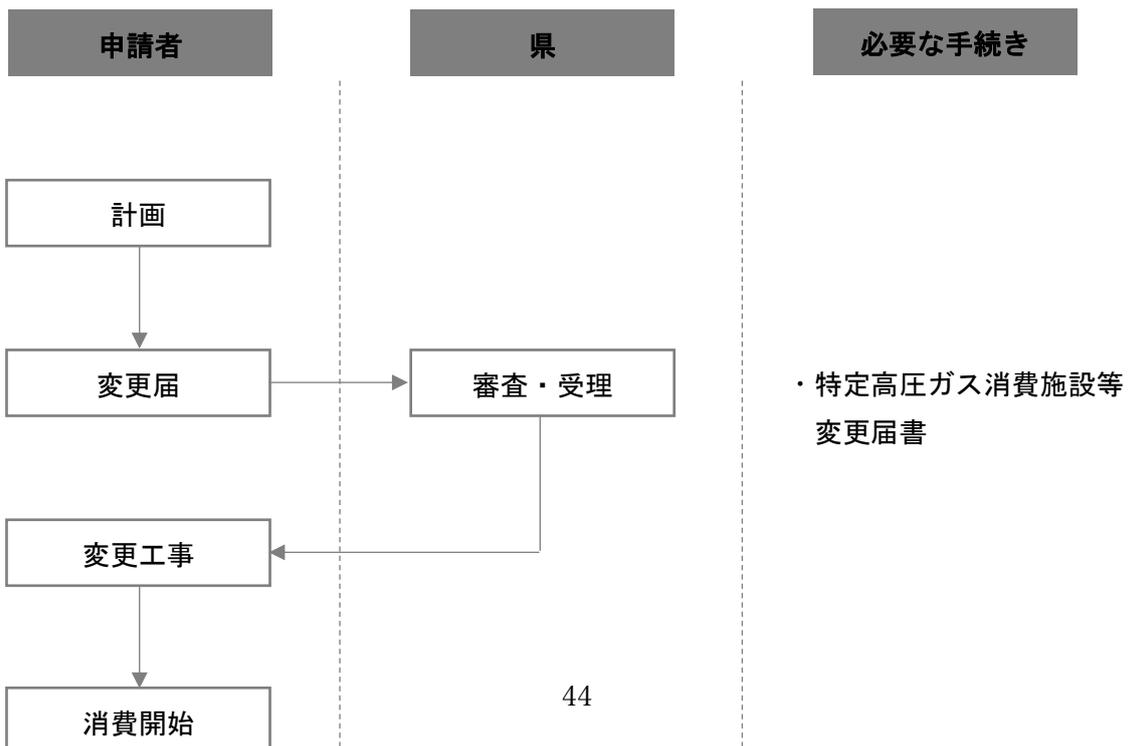
4 「消費」関係届出フロー

特定高圧ガスの消費に必要な諸手続きフローは次のとおりです。

➤新たに消費を開始する場合



➤消費施設の変更を行う場合（軽微な変更の場合は手続不要）



4-1 特定高圧ガス消費届

《関係法令》法第 24 条の 2、一般則第 53 条、液石則第 51 条

1 説明

次に掲げる高圧ガスを消費*する者は、事業所ごとに、消費開始の日の 20 日前までに、消費する特定高圧ガスの種類、消費のための施設の位置、構造及び設備並びに消費の方法を記載した書面を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければなりません。

(1) 特殊高圧ガス…次に掲げるガスの圧縮ガス又は液化ガス

モノシラン、ホスフィン、アルシン、ジボラン、セレン化水素、モノゲルマン、ジシラン

(2) 特殊高圧ガス以外では、次表に定める左欄の高圧ガスを指定数量以上貯蔵している者、又は、左欄の高圧ガスを事業所外から導管により供給を受けている者

高圧ガスの種類	貯蔵設備の貯蔵能力
圧縮水素	300 m ³ 以上
圧縮天然ガス	300 m ³ 以上
液化酸素	3,000kg (3t) 以上 (液石法適用の業務用消費者の場合は 10,000 kg (10t) 以上)
液化アンモニア	
液化石油ガス	
液化塩素	1,000kg (1t) 以上

*高圧ガスの消費とは

高圧ガスを燃焼、反応、溶解等により廃棄以外の一定の目的のために減圧弁等単体機器である減圧設備のみにより瞬時に高圧ガスから高圧ガスでない状態へ移行させること及びこれに引き続き生じた高圧ガスではないガスを使用することをいう。

なお、消費の前段階において消費を効果的に行うため、加圧蒸発器出口圧力が 1 MP a 以上となる蒸発器等を社会通念上の消費設備に組み入れて使用する場合が多いですが、これ等のように消費の前段階において高圧ガスを処理する場合は、高圧ガスの「製造」としての規制を受けることとなるので注意すること。

2 申請時期

事業開始の日の20日前までに届け出てください。

3 様式及び添付書類例

様式 一般則…様式第29、液石則…様式第28

○ 添付書類例

- ・消費施設等明細書（消費の目的、特定高圧ガスの貯蔵設備の貯蔵能力、法第24条の3第1項及び第2項の経済産業省で定める技術上の基準に関する事項）
- ・特定高圧ガスの消費のための施設の位置及び付近の状況を示す図面
- ・事業所全体平面図
- ・消費施設の配置図
- ・消費施設に係るフローシート又は配管図
- ・機器等一覧表
- ・貯蔵設備等の耐圧・気密性能試験成績書及び強度計算書に対応する事項（大臣認定品にあつては、認定試験者試験等成績書）の写し
- ・消費設備の基礎の構造を示した図面
- ・登記事項証明書
- ・上記に掲げるものの他、消費事業所に応じて、法第24条の3第1項及び第2項の技術上の基準の確認に必要な書面又は図面

4 留意事項

- ・特定高圧ガス取扱主任者を選任し、届け出なければなりません。
- ・高圧ガスの製造に該当する場合は、製造許可又は製造事業届出が必要です。
- ・高圧ガスの貯蔵に該当する場合は、貯蔵許可又は貯蔵届出が必要です。
- ・高圧ガスの販売に該当する場合は、販売届が必要です。
- ・CE設置事業所で、移動式製造設備から高圧ガスを受入れる事業所は、CE受入側保安責任者を選任し、届け出てください。

5 手数料

なし。

4-2 特定高圧ガス消費施設等変更届

《関係法令》法第 24 条の 4 第 1 項、一般則第 56 条、液石則第 54 条

1 説明

特定高圧ガス消費者は、消費のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をし、又は消費をする特定高圧ガスの種類若しくは消費の方法を変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければなりません。※ただし、消費のための施設の位置、構造又は設備について経済産業省令で定める軽微な変更の工事をしようとするときは、この限りではない。

届出が不要な軽微な変更の工事は以下のとおりです。

【一般則第 57 条、液石則第 55 条】

号	工事内容
1	貯蔵設備等（貯槽を除く。）の取替え（大臣認定品又は保安上特段の支障がないものとして認められたものへの取替えに限る。）の工事であって、当該設備の貯蔵能力の変更を伴わないもの
2	消費設備（貯蔵設備等を除く。）の変更の工事
3	消費設備以外の消費施設に係る設備の変更の工事
4	消費施設の機能に支障を及ぼすおそれのない消費設備の撤去の工事

2 申請時期

あらかじめの届出が必要です。製造事業届書を参考に、変更工事の 20 日前までに届け出ていただくなど、余裕をもって届け出てください。

3 様式及び添付書類例

様式 一般則…様式第 30、液石則…様式第 29

○ 添付書類例

- ・ 変更明細書
- ・ 事業所全体平面図
- ・ 消費施設の配置図
- ・ 消費施設に係るフローシート又は配管図
- ・ 変更工事に係る機器等一覧表
- ・ 貯蔵設備等の耐圧・気密性能試験成績書及び強度計算書に対応する事項（大

臣認定品にあつては、認定試験者試験等成績書)の写し

- ・上記に掲げるものの他、変更内容に応じて、法第24条の3第1項及び第2項の技術上の基準の確認に必要な書面又は図面

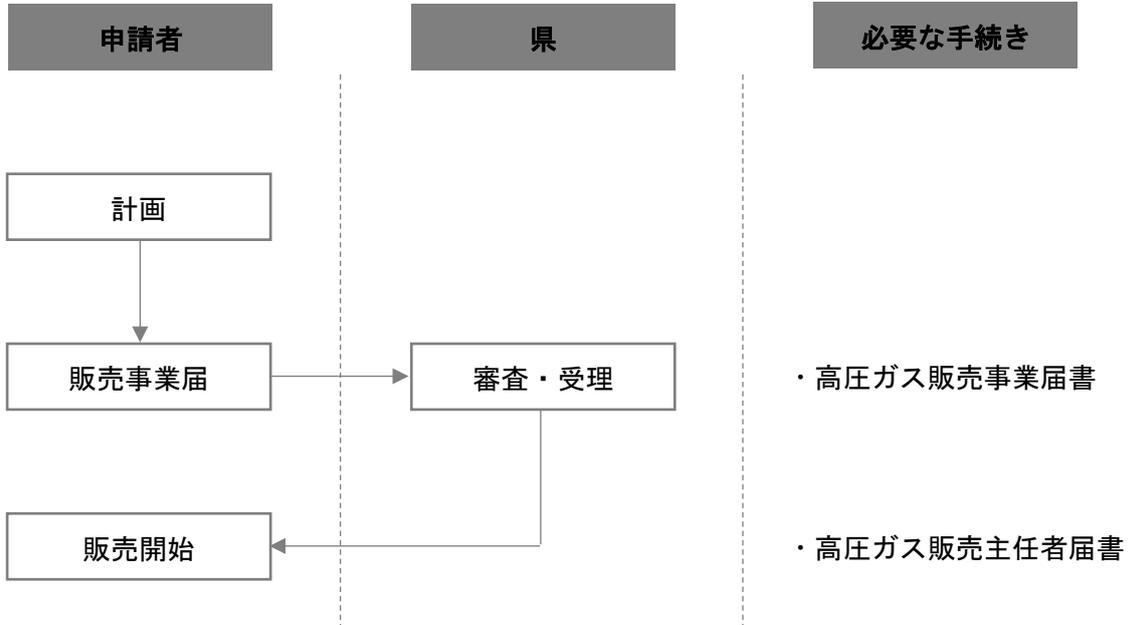
4 手数料

なし。

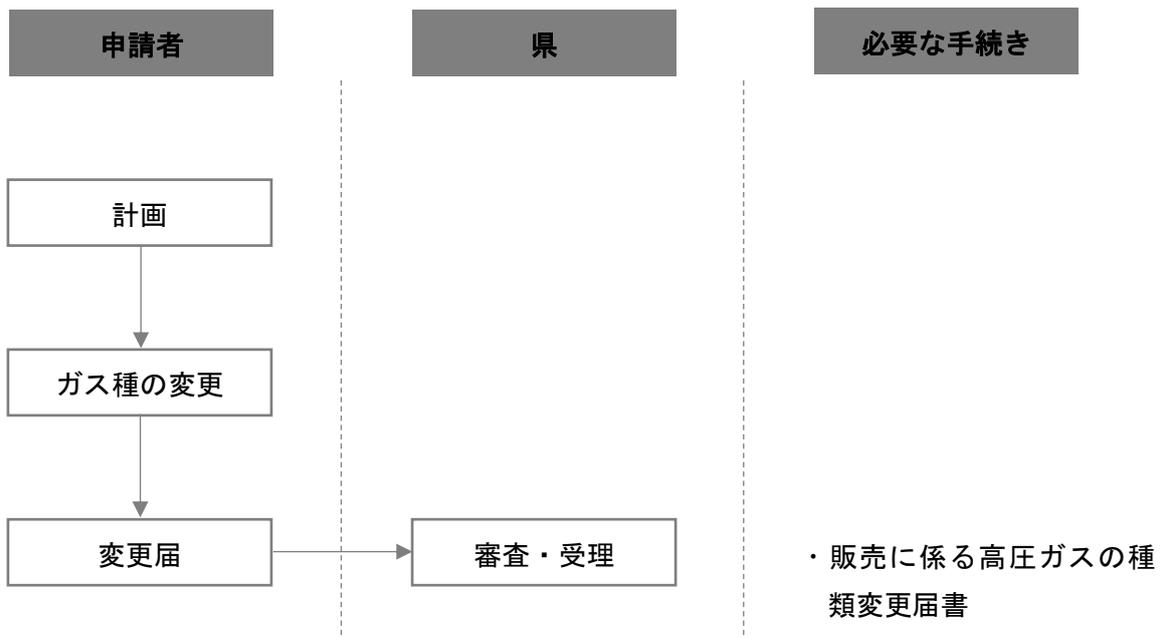
5 「販売」関係届出フロー

高圧ガスの販売に必要な諸手続きフローは次のとおりです。

＞新たに販売を開始する場合



＞販売する高圧ガスの種類を変更したとき



5-1 高圧ガス販売事業届

《関係法令》法第 20 条の 4、一般則第 37 条、液石則第 38 条

1 説明

高圧ガスの販売の事業を営もうとする者は、販売所ごとに、事業開始の日の 20 日前までに、販売をする高圧ガスの種類を記載した書面その他経済産業省令で定める書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければなりません。

ただし、次に該当する場合は販売届が不要です。

- ・ 第一種製造者が製造した高圧ガスをその事業所内で販売するとき
 - ・ 液石法による販売登録を受け、一般消費者等のみには供給する液化石油ガス販売事業者
 - ・ 次の高圧ガスを、貯蔵数量が常時 5 m³未満の販売所において販売するとき（令第 6 条）
 - 1 医療用の高圧ガス（在宅酸素療法用液化酸素は、販売事業届が必要。）
 - 2 内容積 300mL 以下の容器内の高圧ガスであって温度 35℃で 20Mpa 以下のもの等
 - 3 消火器内における高圧ガス（製品たる消火器内に現に存在する高圧ガス。なお、「消火設備」及び消火剤の充てんされている容器外に高圧ガスの充てんされている容器を備えているものは、ここでいう「消火器」とは解さない。）
 - 4 内容積 1.2L 以下の容器内における液化フルオロカーボン
 - 5 自動車又はその部分品内における高圧ガス
 - 6 経済産業大臣が定める緩衝装置内*における高圧ガス
- *エア・サスペンション、外部のガス供給源と配管により接続されていない緩衝装置（ショックアブソーバ、アキュムレータ等）

2 申請時期

事業開始の日の 20 日前までに届け出てください。

3 様式及び添付書類例

様式 一般則、液石則…様式第 2 1

○ 添付書類例

- ・ 販売計画書
- ・ 登記事項証明書
- ・ 販売先保安台帳の様式

- ・販売台帳（容器授受記録簿）の様式

4 留意事項

- ・販売主任者の選任が必要な高圧ガスを販売する場合は、販売主任者を選任し、届け出てください。
- ・販売に伴い高圧ガスを貯蔵する場合、第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所に該当するときは、許可又は届出が必要です。
- ・高圧ガス容器への高圧ガスの充てん行為は、高圧ガスの製造となります。

5 手数料

なし。

5-2 販売する高圧ガスの種類の変更届書

《関係法令》法第 20 条の 7、一般則第 41 条、冷凍則第 28 条

1 説明

販売業者は、販売をする高圧ガスの種類を変更したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければなりません。

なお、「販売する高圧ガスの種類を変更」に該当しない変更は以下のとおりです。

- イ 冷凍設備内の高圧ガス
- ロ 液化石油ガス（炭素数 3 又は 4 の炭化水素を主成分とするものに限リイを除く。）
- ハ 不活性ガス（イを除く。）

【届出要否早見表】

届出済みの高圧ガス	追加する高圧ガス	具体例	届出要否
液化石油ガス	液化石油ガス	・プロパン主成分 LPG にブタン主成分の LPG を追加	不要
	上記以外の高圧ガス	・酸素を追加	必要
不活性ガス	不活性ガス	・窒素にアルゴンを追加	不要
	上記以外のガス	・アセチレンを追加	必要
上記以外の高圧ガス	可燃性ガス 毒性ガス 酸素 不活性ガス	・アセチレンに水素を追加 ・アンモニアに塩素を追加 ・水素に酸素を追加 ・酸素に窒素を追加	必要

※冷凍則関係は除く。

2 申請時期

事実発生後に、遅滞なく届け出てください。

3 様式及び添付書類例

様式 一般則…様式第 2 2、冷凍則…様式第 1 4

○ 添付書類例

- ・販売計画書 その他必要があれば指示します。

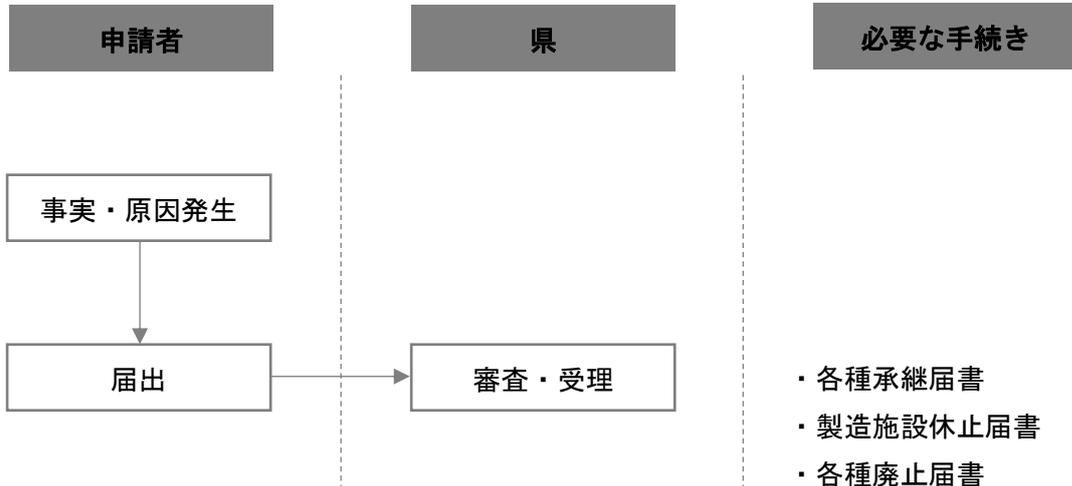
4 手数料 なし。

6

「承継」・「休止」・「廃止」関係届出フロー

高圧ガス保安法における承継・休止・廃止手続きフローは次のとおりです。

➤承継・休止・廃止



(参考)

○ 承継届書様式

- ・ 第一種製造者の承継…一般則・液石則・冷凍則 様式第3
- ・ 第二種製造者の承継…一般則・液石則・冷凍則 様式第3の2
- ・ 第一種貯蔵所の承継…一般則・液石則 様式第8
- ・ 特定高圧ガス消費者の承継…一般則 様式第29の2、
液石則 様式第28の2
- ・ 販売業者の承継 …一般則・液石則 様式第21の2、
冷凍則 様式第13の2

○ 休止届書様式

- ・ 一般則 様式第37の2、液石則 様式第36の2

○ 廃止届書様式

- ・ 第一・二種製造者…一般則 様式第24、液石則 様式第23、
冷凍則 様式第16
- ・ 第一・二種貯蔵所…一般則 様式第25、液石則 様式第24
- ・ 特定高圧ガス消費者…一般則 様式第31、液石則 様式第30
- ・ 販売業者…一般則 様式第26、液石則 様式第25、冷凍則 様式第17

6-1 承継届

《関係法令》法第10条、10条の2、17条、20条の4の2、24条の2第2項
 一般則第9条、9条の2、24条、37条の2、54条の2
 液石則第10条、10条の2、25条、38条の2、51条の2
 冷凍則第10条、10条の2、26条の2

1 説明

承継の手続きが可能な場合は、以下の表のとおりです。

承継手続きができない場合は、新規の製造又は貯蔵許可、製造事業等の届出が新たに必要となります。

区 分	相 続	合 併	分 割	譲 渡
第1種製造者(冷凍則を除く。)	○	○	○	×
第2種製造者(冷凍則を除く。)	○	○	○	○
第1種製造者(冷凍則)	○	○	○	×
第2種製造者(冷凍則)	○	○	○	○
第1種貯蔵所	○	○	○	○
特定高圧ガス消費者	○	○	○	○
販売業者	○	○	○	○

※第1種貯蔵所は、引渡しがあったときも承継できる。

(参考)「譲渡」: 所有権の移転、「引渡し」: 占有権の移転

※第2種貯蔵所については、承継に関する規定はない。

2 申請時期

承継の原因となる事実が生じる際は、事前にご連絡・ご相談をお願いします。

承継届出は、事実発生後に遅滞なく届け出てください。

3 様式及び添付書類例

様式 第一種製造者の承継…一般則・液石則・冷凍則 様式第3

第二種製造者の承継…一般則・液石則・冷凍則 様式第3の2

第一種貯蔵所の承継…一般則・液石則 様式第8

特定高圧ガス消費者の承継…一般則 様式第29の2、
液石則 様式第28の2
販売業者の承継 …一般則・液石則 様式第21の2、
冷凍則 様式第13の2

○ 添付書類例

- ・承継の原因を証する書面（合併契約書の写しなど）
- ・その他、必要に応じて指示します。

4 手数料

なし。

6-2 休止届

《関係法令》法第 35 条第 1 項、一般則第 79 条、液石則第 77 条

1 説明

法第 35 条第 1 項本文の規定により、都道府県知事が行う保安検査は、1 年（告示で定める施設にあっては、告示で定める期間）に 1 回行うものとなっておりますが、使用を休止した施設であって、高圧ガス製造休止届書を届け出た施設にあっては、当該施設を再び使用するときまで行わないとしています。但し、定期自主検査は実施しなければなりません。

休止中の特定施設を再び使用しようとする際には、再び使用しようとする日の 30 日前までに保安検査申請書を提出しなければなりません。

◆「使用を休止した施設」について

高圧ガスの製造を 1 ヶ月以上にわたり継続して中止する計画をもって休止している製造施設であって、他の製造施設と明確に縁切りされていることが確認でき、かつ、その製造施設中のガスをそのガスと反応しにくい窒素等の不活性ガスで置換えする等の保安上の措置が講じてある状態のものをいう。

◆「休止期間」について

旧法（高圧ガス取締法）の運用解釈内規で「3 年を限度（更新可）」と規定されていたことから、「1 ヶ月以上計画された期間」を「3 年」までを限度として運用する。

◆「休止施設として認められる範囲」について

旧法時代の質疑応答より、

- ①一般則関係：保安係員の選人区分による（ただし、貯槽は、貯槽ごと）
- ②液石則関係：特別な制限なし

◆ 休止施設を縁切りするための「フランジ」「配管」等の一部の取り外し、ふた板を施す等の措置については、変更許可申請等は不要。

◆ 「保安係員の選任」について

- ① 一般則関係：同一事業所内の休止施設全体に対し、保安係員及び同代理者 1 名
- ② 液石則関係：非休止設備の保安係員による兼務（当該施設のみに対する選任不要）

◆ 「保安検査手数料」について

対象施設の処理能力から休止施設分を減じた処理能力に対する手数料。

2 申請時期

原則、休止を開始したときから遅滞なく届け出てください。

3 様式及び添付書類例

様式 一般則 様式第37の2、液石則 様式第36の2

○ 添付書類例

- ・ 休止する特定施設の位置、範囲等を示した図面。
- ・ 休止する特定施設について講じた措置を記載した書面や写真

4 手数料

なし。

6-3

廃止届

※オンライン手続き可能

《関係法令》法第 21 条、24 条の 4 第 2 項、一般則第 42～44 条、58 条、
液石則第 42～44 条、56 条、冷凍則第 29 条、30 条

1 説明

高圧ガスの製造、貯蔵、消費、販売事業を廃止したときは、遅滞なくその旨を都道府県知事に届け出なければなりません。

2 申請時期

廃止後、遅滞なく届け出てください。

3 様式及び添付書類例

様式 第一・二種製造者…一般則 様式第 2 4、液石則 様式第 2 3、
冷凍則 様式第 1 6

第一・二種貯蔵所…一般則 様式第 2 5、液石則 様式第 2 4

特定高圧ガス消費者…一般則 様式第 3 1、液石則 様式第 3 0

販売業者…一般則 様式第 2 6、液石則 様式第 2 5、
冷凍則 様式第 1 7

○ 添付書類例

- ・製造の廃止は、製造廃止したことが分かる書類（冷凍設備は冷媒を回収したことが分かる書類。その他は撤去したことが分かる写真等）

4 手数料

なし。

7

保安検査(一般則、液石則)

《関係法令》法第 35 条、一般則 79 条、80 条、液石則第 77 条、78 条
製造細目告示（以下「告示」という。）第 13 条、14 条

1 説明

第一種製造者は、高圧ガスの爆発その他災害が発生するおそれがある製造のための施設（特定施設）について、経済産業省令で定めるところにより定期*に都道府県知事が行う保安検査を受けなければなりません。

※ 保安検査の受検が不要な製造施設は次表のとおり

規 則	製造設備の種類
共通	使用を休止した特定施設であって、高圧ガス製造休止届書を都道府県知事に届け出たものであり、かつ、前回の保安検査（保安検査を受け又は自ら行ったことのない施設にあつては完成検査を行った日。）から当該施設を再び使用する日までの期間が1年以上（告示で定める施設にあつては、告示で定める期間以上）であるもの
一般則	<ol style="list-style-type: none"> 1 ガス設備以外の製造施設（ガス設備（可燃性ガス及び毒性ガスのものに限る。）を設置する施設及び容器置場を除く。） 2 ガス設備のうち次に掲げるもの <ol style="list-style-type: none"> イ 可燃性ガス及び毒性ガス以外のガス設備（高圧ガス設備を除く。） ロ 液化アルゴン、液化炭酸ガス又は液化窒素の気化器（超低温容器又は低温容器に接続されるものに限る。） ハ 配管であつて当該高圧ガス等による化学作用によって変化しない材料を使用したもの 3 1、2の規定に関わらず、製造設備が圧縮、液化その他の方法で処理することができるガスの容積（温度零度、圧力零パスカルの状態に換算した容積をいう。）が1日100 m³（当該ガスが不活性ガス又は空気である場合にあつては、300 m³）未満の製造施設であつて、他の製造施設とガス設備で接続されていないもので、かつ、他の製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのないもの 4 法第 56 条の 7 第 2 項の認定を受けた指定設備
液石則	<p>次の 1 及び 2 のいずれにも適合するもの又は 3 に適合するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 製造設備が圧縮、液化その他の方法で処理することができるガスの容積が1日100 m³未満の製造施設であつて、他の製造施設とガス設備で接続されていないもので、かつ、他の製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのないもの 2 当該製造設備における高圧ガス設備の外面から当該施設以外の可燃性ガスの製造施設の高圧ガス設備（可燃性ガスの通る部分に限る。）に対し 5m 以上、酸素の製造施設の高圧ガス設備（酸素の通る部分に限る。）に対し 10m 以上の距離を有すること 3 製造設備が液石法第 37 条の 4 第 1 項の充填設備であつて、同法第 37 条の 6 第 1 項本文の保安検査を受けているもの又は同項ただし書の規定に基づき届け出ているもの

* 保安検査の期間は次表のとおり

規 則	期 間
一般則適用事業所	1年 (告示で定める施設を 除く)
液石則適用事業所	

※ 告示で定める施設とその期間は以下のとおり

製造施設	期 間
1 製造設備の冷却の用に供する冷凍設備(9に掲げるものを除く。 2 液化酸素の気化器(超低温容器に接続されたものに限る。 3 空気圧縮装置及び不活性ガス圧縮装置 4 アキュムレータ 5 日本工業規格 B8210(1994)蒸気用及びガス用ばね安全弁(揚程式でリフトが弁座口の径の15分の1未満のもの、呼び径が25未満のソフトシート形のもの及び11に掲げるものを除く。) 6 圧力計 7 温度計 8 空気液化分離装置	2年
9 製造設備の冷却の用に供する可燃性ガス及び毒性ガス以外のガスを冷媒とする冷凍設備 10 液化アルゴン、液化炭酸ガス、液化窒素及び液化酸素の低温貯槽(二重殻真空断熱式構造のものに限る。)を有する定置式製造設備(一般則第2条第1項第18号ハ若しくはト(ホ)に規定する処理設備以外の処理設備を有するものにあつては、当該低温貯槽から当該処理設備の手前までの範囲に限る。)	3年
11 日本工業規格 B8210(1994)全量式の蒸気用及びガス用ばね安全弁(呼び径が25未満のソフトシート形以外のものであつて法第35条第1項第2号の認定に係る特定施設に係るものに限る。)	4年

- 保安検査を、前回の保安検査の日から1年を経過した日(告示で定める施設については、告示で定める期間を経過した日。(以下「基準日」という。))の前後1月以内に受けた場合にあっては、基準日において保安検査を受けたものとみなされます。

2 申請時期

担当職員と実施日程を事前に調整のうえ、前回の保安検査の日(「基準日」を含む。)から1年を超えない日までに、申請書を提出してください。

3 様式及び添付書類例

様式 一般則…様式第38、液石則…様式第37

○ 添付書類例

- ・申請対象となる設備の一覧を添付してください。(申請書様式に例が添付してあります。)

4 手数料（一般則、液石則）

種別	区分（処理能力）	金額
定置式 製造設備許可申請者	1,000 万 m ³ 以上	610,000 円
	100 万 m ³ 以上 1,000 万 m ³ 未満	370,000 円
	500,000 m ³ 以上 100 万 m ³ 未満	250,000 円
	100,000 m ³ 以上 500,000 m ³ 未満	150,000 円
	25,000 m ³ 以上 100,000 m ³ 未満	120,000 円
	5,000 m ³ 以上 25,000 m ³ 未満	95,000 円
	1,000 m ³ 以上 5,000 m ³ 未満	75,000 円
	200 m ³ 以上 1,000 m ³ 未満	60,000 円
	100 m ³ 以上 200 m ³ 未満	33,000 円
移動式 製造設備許可申請者 ※移動式製造設備の みの事業所に適用	1,000 万 m ³ 以上	95,000 円
	500 万 m ³ 以上 1,000 万 m ³ 未満	80,000 円
	100 万 m ³ 以上 500 万 m ³ 未満	64,000 円
	500,000 m ³ 以上 100 万 m ³ 未満	47,000 円
	100,000 m ³ 以上 500,000 m ³ 未満	31,000 円
	25,000 m ³ 以上 100,000 m ³ 未満	22,000 円
	5,000 m ³ 以上 25,000 m ³ 未満	20,000 円
	1,000 m ³ 以上 5,000 m ³ 未満	15,000 円
	200 m ³ 以上 1,000 m ³ 未満	12,000 円
	100 m ³ 以上 200 m ³ 未満	7,700 円

8

保安組織関係届出

高圧ガス保安法における保安組織は、以下のとおりに構成されます。

製 造	貯 蔵
保安統括者及びその代理者	C E 受入側保安責任者
保安技術管理者及びその代理者	消 費
保安主任者及びその代理者	特定高圧ガス取扱主任者
保安企画推進員及びその代理者	C E 受入側保安責任者
保安係員及びその代理者	販 売
保安監督者	販売主任者
C E 受入側保安責任者	容 器 則
冷凍保安責任者	検査主任者
冷凍取扱責任者	

保安統括者等を選解任したときは、次の要領で都道府県知事に届け出が必要です。

区 分	届出時期
保安統括者	選解任後遅滞なく
保安統括者代理者	
保安技術管理者	前年の8月1日から今年の7月31日までの選解任状況について、8月1日以降、遅滞なく
保安技術管理者代理者	届出不要
保安係員	前年の8月1日から今年の7月31日までの選解任状況について、8月1日以降、遅滞なく
保安係員代理者	届出不要
保安主任者	前年の8月1日から今年の7月31日までの選解任状況について、8月1日以降、遅滞なく
保安主任者代理者	届出不要
冷凍保安責任者	選解任後遅滞なく
冷凍保安責任者代理者	
販売主任者	選解任後遅滞なく
特定高圧ガス取扱主任者	選解任後遅滞なく
検査主任者	選解任後遅滞なく

8-1

高圧ガス保安統括者及び高圧ガス保安統括者代理者 ※オンライン手続き可能

《関係法令》法第 27 条の 2、第 33 条、一般則第 64 条、67 条、78 条
液石則 62 条、65 条、76 条

1 説明

第一種製造者（冷凍事業所を除く）や第二種製造者*（冷凍事業所を除く）は、事業所ごとに保安統括者を選任しなければなりません。

*選任の必要がある第二種製造者

可燃性ガスの液化ガス又は液化石油ガスを加圧するためのポンプを設置する第二種製造者であって処理能力が 30 m³以上 100 m³未満の処理設備を設置する者

2 代理者の選任、資格要件、様式など

	選任区分	資格要件
保 安 統 括 者	事業所ごとに 正 1名	資格不要
	代理人 1名	事業実施を統括管理する者
選任不要の場合		
<ul style="list-style-type: none"> ・保安監督者を選任する場合等（一般則第 64 条第 2 項、液石則第 62 条第 2 項） ※保安監督者の選任要件は、「8-4 保安監督者」参照。		
	様 式	高圧ガス保安統括者届書 一般則…様式第 3 3、液石則…様式第 3 2 高圧ガス保安統括者代理者届書 一般則…様式第 3 7、液石則…様式第 3 6

3 届出時期

選解任後遅滞なく提出してください。

4 手数料

なし。

5 代理者

保安統括者が、旅行、疾病その他の事故等により実際に現場において職務を行うことができない場合を考慮して、あらかじめ代理者を選任する必要があります。

なお、保安統括者の代理者の選任・解任については、届出が必要です。

8-2

保安技術管理者

※オンライン手続き可能

《関係法令》法第 27 条の 2、一般則第 64、65、67 条、液石則 62、63、65 条

1 説明

第一種製造者（冷凍事業所を除く）や第二種製造者*（冷凍事業所を除く）は、事業所ごとに保安技術管理者を選任しなければなりません。

*選任の必要がある第二種製造者

可燃性ガスの液化ガス又は液化石油ガスを加圧するためのポンプを設置する第二種製造者であって処理能力が 30 m³以上 100 m³未満の処理設備を設置する者

2 選任要件

(1) 選任要件

・保安技術管理者の選任要件(一般則)

	事業所の区分	製造保安責任者免状の交付を受けている者	実務経験の内容
A	◆ 保安用不活性ガス以外のガスの処理能力(不活性ガス及び空気については、その処理能力に四分の一を乗じて得た容積とする。以下この表において同じ。)が百万立方メートル(貯槽を設置して専ら高圧ガスの充填を行う場合にあつては、二百立方メートル。以下この表において同じ。)以上のもの	■ 甲種化学責任者免状又は甲種機械責任者免状の交付を受けている者	● 一種類以上の圧縮ガス及び二種類以上の液化ガスについてその種類ごとの製造に関する一年以上の経験又はアンモニア、メタノール、尿素、オキシアルコール、酸化エチレン(直接酸化法によるものに限る。)の合成若しくは高圧ポリエチレン及びナフサ分解によるオレフィンの製造に係る高圧ガスの製造に関する一年以上の経験
B			● 圧縮機又は液化ガスを加圧するためのポンプを使用して一時間に処理することができるガスの容積が三千立方メートル(液化ガスを加圧するためのポンプを使用する場合にあつては、温度三十五度における液化ガスの送液量一立方メートルをもつて処理することができるガスの容積十立方メートルとみなす。)を超える設備又は温度三十五度における圧力が二十メガパスカルを超える設備を使用してする高圧ガスの製造に関する一年以上の経験
C			● 高圧ガス設備の設計、施工、管理、検査業務等に従事し、かつ、当該設備の試運転業務を熟知し、A又はBに掲げる高圧ガスの製造に関する一年以上の経験を有する者と同様以上の経験
D		■ 甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状の交付を受けている者	● 一種類以上の高圧ガスについてその種類ごとの製造に関する一年以上の経験
E			● 圧縮機又は液化ガスを加圧するためのポンプを使用してする高圧ガスの製造に関する一年以上の経験
F			● 高圧ガス設備の設計、施工、管理、検査業務等に従事し、かつ、当該設備の試運転業務を熟知し、D又はEに掲げる高圧ガスの製造に関する一年以上の経験を有する者と同様以上の経験

・保安技術管理者の選任要件(液石則)

	事業所の区分	製造保安責任者免状の交付を受けている者	実務経験の内容
a	◆ 処理能力が百万立方メートル(貯槽を設置して専ら充填を行う場合にあっては、二百万立方メートル。以下この表において同じ。)以上のもの	■ 甲種化学責任者免状又は甲種機械責任者免状の交付を受けている者	● 液化石油ガス(一般高圧ガス保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十三号)の適用を受ける液化石油ガスを含む。以下この表において同じ。)並びに一種類以上の圧縮ガス及び液化石油ガス以外の液化ガスについてその種類ごとの製造に関する一年以上の経験
b			● 圧縮機又は液化石油ガスを加圧するためのポンプを使用して一時間に処理することができるガスの容積が三千立方メートル(液化石油ガスを加圧するためのポンプを使用する場合には、送液量三百立方メートル)を超える設備を使用する高圧ガスの製造に関する一年以上の経験
c			● 高圧ガス設備の設計、施工、管理、検査業務等に従事し、かつ、当該設備の試運転業務を熟知し、a又はbに掲げる高圧ガスの製造に関する一年以上の経験を有する者と同等以上である経験
d	◆ 処理能力が百万立方メートル未満のもの	■ 甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状若しくは乙種機械責任者免状又は丙種化学責任者免状の交付を受けている者(高圧ガス保安法に基づき(高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則(昭和四十一年通商産業省令第五十四号)第九条第二項の規定に基づき同項に規定する特別試験科目により高圧ガス製造保安責任者試験を受け、これに合格し、丙種化学責任者免状の交付を受けている者を除く。)	● 液化石油ガスの製造に関する一年以上の経験
e			● 高圧ガス設備の設計、施工、管理、検査業務等に従事し、かつ、当該設備の試運転業務を熟知し、dに掲げる高圧ガスの製造に関する一年以上の経験を有する者と同等以上である経験

(2) 選任不要

○【一般則】

- ① 保安統括者に(1)の『保安技術管理者の選任要件(一般則)』の表における「事業所の区分」に応じ、それぞれ同表の「製造保安責任者免状の交付を受けている者」であって、同表の掲げる高圧ガスの製造に関する経験を有する者を選任している場合
- ② 処理能力が25万m³未満の事業所において、専ら気化器若しくは減圧弁により可燃性ガス若しくは毒性ガスを製造し、専ら消費(燃焼以外の反応により消費する場合を除く。)をする目的で可燃性ガスを製造し、又は専ら可燃性ガス及び毒性ガス以外の高圧ガスを製造する場合
- ② 移動式製造設備により高圧ガスを製造する場合

○【液石則】

- ① 保安統括者に（１）の『保安技術管理者の選任要件（液石則）』の表における「事業所の区分」に応じ、それぞれ同表の「製造保安責任者免状の交付を受けている者」であって、同表の掲げる高圧ガスの製造に関する経験を有する者を選任している場合
- ② 処理能力が50万m³未満の事業所において、専ら消費（燃焼以外の反応により消費する場合を除く。）をする目的で液化石油ガスを製造し、又は専ら液化石油ガスを容器若しくは貯槽に充填する場合
- ③ 移動式製造設備により液化石油ガスを製造する場合

3 届出時期

その年の前年の8月1日からその年の7月31日までの選解任状況について、8月1日以降、遅滞なく提出してください。

4 様式及び添付書類

様式 一般則・・・様式第33の2、液石則・・・様式第32の2

○ 添付書類例

- ・保安係員等の選任若しくは解任の状況
- ・製造保安責任者免状の写し（解任の場合は添付不要）

5 手数料

なし。

6 代理者

保安技術管理者が、旅行、疾病その他の事故等により実際に現場において職務を行うことができない場合を考慮して、あらかじめ代理者を選任する必要があります。

なお、保安技術管理者の代理者の選任・解任については、届出不要です。

8-3

保安係員

※オンライン手続き可能

《関係法令》法第 27 条の 2、一般則第 64、66、67 条、液石則 62、64、65 条

1 説明

第一種製造者（冷凍事業所を除く）や第二種製造者*（冷凍事業所を除く）は、製造のための施設の区分ごと（一般則：一般則第 66 条第 1 項に掲げる製造施設、液石則：液化石油ガスの製造施設）に保安係員を選任しなければなりません。

*選任の必要がある第二種製造者

可燃性ガスの液化ガス又は液化石油ガスを加圧するためのポンプを設置する第二種製造者であって処理能力が 30 m³以上 100 m³未満の処理設備を設置する者

2 選任要件

(1) 選任要件

・保安係員の選任要件

		製造保安責任者免状の交付を受けている者	実務経験の内容
①	一般則	■ 甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状の交付を受けている者	● 一種類以上の高圧ガスについてその種類ごとの製造に関する一年以上の経験
②			● 圧縮機若しくは液化ガスを加圧するためのポンプを使用している高圧ガスの製造に関する一年以上の経験
③			● 高圧ガス設備の設計、施工、管理、検査業務等に従事し、かつ、当該設備の試運転業務を熟知し、高圧ガスの製造に関する一年以上の経験を有する者と同等以上の経験
④	液石則	■ 甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状の交付を受けている者	● 液化石油ガス又は可燃性ガスの製造に関する一年以上の経験
⑤			● 高圧ガス設備の設計、施工、管理、検査業務等に従事し、かつ、当該設備の試運転業務を熟知し、液化石油ガスの製造に関する一年以上の経験を有する者と同等以上である経験

(2) 選任不要

- ・保安監督者を選任する場合等（一般則第 64 条第 2 項、液石則第 62 条第 2 項）

→ 保安統括者の選任不要と同じであり、保安統括者が不要であれば、保安係員の選任も不要。

* 保安監督者の選任要件は、「8-4 保安監督者」参照。

3 届出時期

その年の前年の 8 月 1 日からその年の 7 月 31 日までの選解任状況について、8 月 1 日以降、遅滞なく提出してください。

4 様式及び添付書類

様式 一般則…様式第 3 3 の 2、液石則…様式第 3 2 の 2

○ 添付書類例

- ・保安係員等の選任若しくは解任の状況
- ・製造保安責任者免状の写し（解任の場合は添付不要）

5 手数料

なし。

6 代理者

保安係員が、旅行、疾病その他の事故等により実際に現場において職務を行うことができない場合を考慮して、あらかじめ代理者を選任する必要があります。

なお、保安係員の代理者の選任・解任については、届出不要です。

8-4

保安監督者

※オンライン手続き可能

《関係法令》 一般則第 64 条第 2 項、液石則 62 条第 2 項

1 説明

一般則第 64 条第 2 項及び液石則第 62 条第 2 項における「製造に係る保安について監督させるもの」のことを「保安監督者（通称）」とし、本県ではその選任に当たって、届出をお願いしています。

なお、保安監督者を選任できる事業者は、保安監督者を選任することにより、保安統括者等の選任を免除できます。

2 選任要件

・保安監督者の選任要件（一般則）

	保安監督者の区分	製造保安責任者免状の交付を受けている者	実務経験等の内容	
①	◆ 保安監督者 ・移動式製造設備（六フッ化硫黄ガス、空気、液化ヘリウム、液化アルゴン、液化窒素、液化酸素、液化炭酸ガス、液化六フッ化硫黄若しくは液化フルオロカーボンを製造する者） ・気化器若しくは減圧弁によりヘリウムガス、アルゴンガス、窒素ガス若しくは酸素ガスを製造する者 ・気化器若しくは減圧弁若しくはこれらと同様の機能を有するバルブにより炭酸ガスを製造する者（一日の冷凍能力（冷凍保安規則第五条に規定する冷凍能力をいう。）が十トン未満の冷凍設備を使用して気化器等に付属する液化炭酸ガスの貯蔵設備内の当該ガスを冷却する場合を含む。）	/	● 六フッ化硫黄ガス、空気、液化ヘリウム、液化アルゴン、液化窒素、液化酸素、液化炭酸ガス、液化六フッ化硫黄又は液化フルオロカーボンの製造又は販売に関し六月以上の経験	
②			● 学校教育法による大学若しくは高等専門学校又は従前の規定による大学若しくは専門学校において理学若しくは工学に関する課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）	
③			● 学校教育法による高等学校若しくは従前の規定による工業学校において工業に関する課程を修めて卒業した者又は協会が行う特定高圧ガスの取扱いに関する講習の課程を修了した者であつて、特定高圧ガスの製造又は消費に関し六月以上の経験を有する者	
④			● 学校教育法による大学若しくは高等専門学校又は従前の規定による大学若しくは専門学校において理学若しくは工学に関する課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）であつて、スクーバダイビング用等呼吸用の空気の製造に関し六月以上の経験	
⑤			■ 甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状	● スクーバダイビング用等呼吸用の空気の製造に関し六月以上の経験
⑥			● スクーバダイビング用等呼吸用の空気の製造に関し一年以上の経験	

・保安監督者の選任要件(一般則)

	保安監督者の区分	製造保安責任者免状の交付を受けている者	実務経験等の内容
⑦	◆ 保安監督者 ・処理能力が二十五立方メートル未満の事業所において、専ら天然ガスを燃料として使用する車両に固定された容器に天然ガスを充填する者	■ 甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状	● 可燃性ガスの製造に関し六月以上の経験
⑧	◆ 保安監督者 ・処理能力が二十五立方メートル未満の圧縮水素スタンド又は移動式圧縮水素スタンド(当該圧縮水素スタンド内又は当該移動式圧縮水素スタンド内の圧縮水素及び液化水素の常用圧力が八十二メガパスカル以下のものに限る。)により、圧縮水素を製造する者 ・一般則第7条の4第1項又は同条第2項の圧縮水素スタンド(顧客に自ら圧縮水素の充填に係る行為をさせる圧縮水素スタンド)は、⑧に限る。	■ 甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状	● 圧縮水素又は液化水素の製造に関し六月以上の経験
⑨			● 圧縮水素スタンドにおける高圧ガスの製造に関する講習を修了した者であつて、圧縮天然ガススタンドに係る高圧ガスの製造に関し六月以上の経験
⑩			● 圧縮水素スタンドにおける高圧ガスの製造に関する講習を修了した者であつて、可燃性ガスの製造に関し六月以上の経験を有する者

・保安監督者の選任要件(液石則)

	保安監督者の区分	製造保安責任者免状の交付を受けている者	実務経験等の内容
①	◆ 保安監督者 ・処理能力が二十五立方メートル未満の事業所において、専ら液化石油ガスを燃料として使用する車両に固定された容器に液化石油ガスを充填する者	■ 甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状	● 液化石油ガスの製造に関し六月以上の経験
②	◆ 保安監督者 ・移動式製造設備により製造をする者		● 液化石油ガス法第三十七条の五第四項の講習の課程を修了した者

3 様式及び添付書類

様式 一般則、液石則・・・任意様式 1 保安監督者届書

○ 添付書類例

- ・製造保安責任者免状の写し(選任要件で免状取得が要件でない場合、又は解任の場合は添付不要)

4 手数料

なし。

8-5

CE受入側保安責任者

※オンライン手続き可能

《関係法令》一般則第8条第2項、一般則の運用及び解釈

1 説明

移動式製造設備である輸送車から高圧ガスを受入れる事業所は、保安責任者を選任しなければなりません。ただし、受入事業所が第一種製造者である場合は、その事業所で選任されている保安係員でよいとされています。

本県では、CE（コールド・エバポレータ）設置事業所における受入側保安責任者について、届出をお願いしています。

2 選任要件

CE受入側保安責任者となる要件は、次の①又は②となります。

- ① 受け入れる高圧ガスの製造又は消費に関し1年以上の経験
- ② 高圧ガス保安協会が行う高圧ガスの取扱いに関する講習の課程修了した者

3 様式及び添付書類

様式 一般則・・・任意様式2 CE受入側保安責任者届書

○ 添付書類例

・高圧ガス保安協会が行う高圧ガスの取扱いに関する講習の課程修了したことが分かる書類の写し（実務経験が選任要件の場合、又は、解任の場合は添付不要）

4 手数料

なし。

8-6

特定高圧ガス取扱主任者

※オンライン手続き可能

《関係法令》法第 28 条、一般則第 73 条、75 条、液石則第 71、73 条

1 説明

特定高圧ガス消費者は、事業者ごとに、特定高圧ガス取扱主任者を選任しなければなりません。

2 選任要件

- ・ 特定高圧ガスの製造又は消費（特定高圧ガスの消費者の消費に限る。）に関し 1 年以上の経験を有する者
- ・ 学校教育法による大学等において理学若しくは工学に関する課程を修めて卒業した者
- ・ 高圧ガス保安協会が行う講習の課程を修了した者
- ・ 学校教育法による高等学校等において工業に関する課程を修めて卒業し、かつ、特定高圧ガスの製造又は消費に関し六月以上の経験を有する者
- ・ 甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状、乙種機械責任者免状の交付を受けている者
- ・ （一般則のみ）第一種販売主任者免状の交付を受けている者

3 届出時期

選解任後遅滞なく提出してください。

4 様式及び添付書類

様式 一般則・・・様式第 3 6、液石則・・・様式第 3 5

○ 添付書類例

- ・ 製造保安責任者免状、第一種販売主任者免状、講習の写し（解任の場合は添付不要）

5 手数料

なし。

8-7

冷凍保安責任者及び冷凍保安責任者代理者

※オンライン手続き可能

《関係法令》法第 27 条の 4、33 条、冷凍則第 36 条、37 条、39 条

1 説明

第一種製造者（冷凍則に限る。）は、冷凍保安責任者を選任しなければなりません。

2 代理者の選任、資格要件、様式など

選任区分		選任不要の場合	
事業所ごとに 正 1 名 代理者 1 名		①可燃性ガス及び毒性ガス（アンモニア除く。）以外のガスを冷媒ガスとするユニット型製造設備 ②フロン 114 の製造設備	
資格要件			
製造施設の区分	資格	実務経験	
1 日の冷凍能力が 300t 以上	第一種冷凍機械責任者免状	1 日の冷凍能力が 100t 以上の製造施設を使用してする高圧ガスの製造に関する 1 年以上の経験	
1 日の冷凍能力が 100t 以上 300t 未満	第一種冷凍機械責任者免状又は第二種冷凍機械責任者免状	1 日の冷凍能力が 20t 以上の製造施設を使用してする高圧ガスの製造に関する 1 年以上の経験	
1 日の冷凍能力が 100t 未満	第一種冷凍機械責任者免状、第二種冷凍機械責任者免状又は第三種冷凍機械責任者免状	1 日の冷凍能力が 3t 以上の製造施設を使用してする高圧ガスの製造に関する 1 年以上の経験	
様式・添付書類		冷凍保安責任者届書 冷凍則…様式第 2 1 冷凍保安責任者代理者届書 冷凍則…様式第 2 2 添付書類例 ・製造保安責任者免状の写し（解任の場合は添付不要）	

3 届出時期

選解任後遅滞なく提出してください。

4 手数料

なし。

5 代理者

冷凍保安責任者が、旅行、疾病その他の事故等により実際に現場において職務を行うことができない場合を考慮して、あらかじめ代理者を選任する必要があります。

なお、冷凍保安責任者の代理者の選任・解任については、届出が必要です。

8-8 冷凍取扱責任者

《関係法令》 本県指導

1 説明

冷凍保安責任者の選任が不要な事業所については、管理担当者として冷凍取扱責任者の選任をお願いしています。

2 代理者の選任、資格要件、様式など

資格要件や、代理者の選任は必要ありません。選任された場合は、任意様式第3により届け出てください。

3 手数料

なし。

8-9

高圧ガス販売主任者

※オンライン手続き可能

《関係法令》法第 28 条、一般則第 72 条、74 条、液石則第 70 条、72 条

1 説明

高圧ガスを販売する販売業者は、販売所ごとに、次の表の左欄に掲げる「販売所の区分」ごとに製造保安責任者免状*¹又は販売主任者免状*²の交付を受けている者であって、同表の右欄に掲げる「ガスの種類」のうち一種類以上の高圧ガスについて、その種類ごとの製造又は販売に関する 6 月以上の経験を有する者等のうちから、販売主任者を選任し届け出なければなりません。

*¹ 製造保安責任者免状

- 一般則：甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状、乙種機械責任者免状
- 液石則：甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状、乙種機械責任者免状、丙種化学責任者免状（特別試験科目に係る丙種化学責任者免状を除く。）

*² 販売主任者免状

- 一般則：第一種販売主任者免状、液石則：第二種販売主任者免状

販売所の区分	ガスの種類
一般則第 72 条	
アセチレン、アルシン、アンモニア、塩素、クロルメチル、五フッ化ヒ素、五フッ化リン、三フッ化窒素、三フッ化ホウ素、三フッ化リン、シアン化水素、ジシラン、四フッ化硫黄、四フッ化ケイ素、ジボラン、水素、セレン化水素、ホスフィン、メタン、モノゲルマン及びモノシランの販売所	アルシン、ジシラン、ジボラン、セレン化水素、ホスフィン、モノゲルマン及びモノシラン
アセチレン、アンモニア、塩素、クロルメチル、五フッ化ヒ素、五フッ化リン、三フッ化窒素、三フッ化ホウ素、三フッ化リン、シアン化水素、四フッ化硫黄、四フッ化ケイ素、水素及びメタンの販売所	アンモニア、一酸化炭素、酸化エチレン、クロルメチル、シアン化水素、石炭ガス、トリメチルアミン、モノメチルアミン及び硫化水素
アセチレン、水素及びメタンの販売所	アセチレン、油ガス、エタン、エチレン、塩化ビニル、水性ガス、水素、メタン及びメチルエーテル
塩素、五フッ化ヒ素、五フッ化リン、三フッ化窒素、三フッ化ホウ素、三フッ化リン、四フッ化硫黄及び四フッ化ケイ素の販売所	亜硫酸ガス、塩素、五フッ化ヒ素、五フッ化リン、三フッ化窒素、三フッ化ホウ素、三フッ化リン、四フッ化硫黄、四フッ化ケイ素、ブロムメチル及びホスゲン
酸素の販売所	酸素

液石則第 70 条

液化石油ガスの販売所	液化石油ガス ※「販売に関する 6 月以上の経験」に、 液化石油ガスを直接取り扱うことなく、販売取次のみを行っている販売所の経験を含めても差し支えない。 この場合、同じ販売方式の販売所においてのみ販売主任者に選任できる。
------------	---

2 届出時期

選解任後遅滞なく提出してください。

3 様式及び添付書類

様式 一般則・・・様式第 3 5、液石則・・・様式第 3 4

○ 添付書類例

- ・ 製造保安責任者免状又は販売主任者免状の写し（解任の場合は添付不要）

4 手数料

なし。

8-10

検査主任者(容器則)

※オンライン手続き可能

《関係法令》法第 52 条、容器則 34 条、35 条

1 説明

容器検査所は、次表の知識経験を有する者又は製造保安責任者免状所有者のうちから、検査主任者を選任し、届け出なければなりません。

法第 52 条第 1 項、容器則第 34 条

- 1 学校教育法による大学若しくは高等専門学校若しくは従前の規定による大学若しくは専門学校において化学、物理学若しくは工学に関する課程を修めて卒業し、高圧ガスの充填の作業、容器若しくは附属品の製造の作業又は容器若しくは附属品の検査の実務に 1 年以上従事した者
- 2 学校教育法による高等学校若しくは従前の規定による工業学校において工業に関する課程を修めて卒業し、高圧ガスの充填の作業、容器若しくは附属品の製造の作業又は容器若しくは附属品の検査の実務に 2 年以上従事した者
- 3 容器若しくは附属品の製造の作業又は容器若しくは附属品の検査の実務に 3 年以上従事した者
- 4 専ら圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器（超音波探傷試験を行うものを除く。）、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器並びに圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に装置されている附属品を検査する容器検査所においては、自動車整備士技能検定規則第 2 条の規定に基づく一級大型自動車整備士、一級小型自動車整備士、一級二輪自動車整備士、二級ガソリン自動車整備士、二級ジーゼル自動車整備士又は二級二輪自動車整備士の資格を有する者

2 選任、資格要件、様式など

	選任区分	資格要件
保安係員	容器検査所ごとに 正 1 名	次のいずれかの者 ①前表に該当する者 ②製造保安責任者免状の交付を受けている者
	様式・添付書類例	容器則…様式第 8 添付書類例 ・製造保安責任者免状の交付を受けている者から選任した場合、写しを添付すること。（解任の場合は添付不要）

3 届出時期

選解任後遅滞なく提出してください。

4 手数料
なし。

《関係法令》 本県指導

1 説明

事業所名称、事務所（本社）所在地、事業所住居表示、代表者等が変更になった場合（許可、届出が必要なものを除く。）、本県で内容を把握させていただくため、変更届の提出をお願いしています。

2 様式及び添付書類

様式 一般則・液石則・冷凍則…任意様式第4

高圧ガス事業所名称等変更届書

○ 添付書類例

- ・変更したことが分かる書類（事業所（本社）HPの写し等）

3 手数料

なし。